北名古屋市
一般廃棄物処理基本計画

令和２年３月
北名古屋市

目　　次

第１章　総　論
１．計画策定の趣旨 …… 1
２．計画の位置づけ …… 2
３．計画の期間 …… 3
４．計画の範囲 …… 3

第２章　前計画の総括
１．目標達成状況 …… 4
２．施策の実施状況 …… 7

第３章　現状の把握
１．地域の概要 …… 10
２．自然条件 …… 11
３．社会条件 …… 12
４．上位計画・関連計画 …… 16

第４章　ごみ処理基本計画
１．ごみ処理の現状 …… 19
２．現状施策におけるごみ発生量の見込み …… 30
３．ごみ処理の課題 …… 33
４．ごみ処理基本計画 …… 34
５．ごみ排出量及び処理量の見込み …… 40

第５章　生活排水処理基本計画
１．生活排水処理の沿革 …… 46
２．生活排水の処理主体 …… 46
３．生活排水の処理体系 …… 47
４．生活排水処理形態別人口の推移 …… 48
５．し尿及び汚泥の発生状況 …… 49
６．収集・運搬 …… 49
７．生活排水処理施設 …… 50
８．生活排水処理の課題 …… 51
９．基本方針 …… 53
10．生活排水処理に係る方策 …… 54
11．基本計画 …… 55
12．普及啓発のための方策 …… 57

第６章　計画の推進
１．低炭素社会や自然共生社会との統合への配慮 …… 58
２．計画の推進と公表 …… 58

参考資料

１．参考条例・規則 …… 59
２．北名古屋市廃棄物減量等推進審議会委員名簿 …… 67
３．計画の策定経過 …… 68

第１章　総　　論

１．計画策定の趣旨

私たちの生存、経済そして社会は地球なしには成立しません。

人類は未開の土地すなわちフロンティアに進出して資源が豊富な土地を獲得し、食料や物を生産する土地を切り開き、資源から食料や物を生産するための技術・システム・制度を作り出すことで人口を増やし経済社会を発展させてきました。その努力を積み重ね、他国との競争に打ち勝ち、大量の資源を確保できる地域や生産した大量の食品や物を消費する人口を抱えた地域を勢力圏とした国は、大量生産・大量消費型の技術・システム・制度を向上させることで物質的な豊かさを手に入れ先進国となりました。

しかし、このような大量生産・大量消費型の社会を構築していく過程で様々な問題が生じ、人類の将来の生存基盤を脅かしつつあります。こうした危機感を背景に、平成 27(2015)年 9 月の国連サミットにおいて、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行動目標として、SDGs（持続可能な開発目標）が採択され、持続可能な社会を目指した国際協調の取組が進められています。

私たちが取るべき道は、大量生産・大量消費型の技術・システム・制度から、できるだけ少ない資源で全ての人が必要とする食料や物を生産し、大切に利用することで豊かさを生み出せるような技術・システム・制度、すなわち、資源生産性の高い循環型社会を構築し、世界に広げることで、資源を巡る争いがなく誰もが持続可能な形で資源を利用できる世界を目指すことです。

このような世界を目指すため、わが国においては、「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年 6 月施行）に基づき、循環型社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成 30（2018）年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、関連施策を総合的かつ計画的に進めています。

北名古屋市（以下、「当市」といいます。）では、平成 18（2006）年度に一般廃棄物処理基本計画を策定（平成 21 年度改定）し、「循環型社会を実現し、環境にやさしく快適に暮らせるまち」を将来像として、ごみ減量目標と、生活排水処理の目標を掲げ、資源循環型社会の構築に取り組むとともに、ごみ処理の広域化を進めるため、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは平成 22（2010）年度から名古屋市ごみ処理施設で委託処理を実施しています。

以上のような背景から、一層の廃棄物の減量・資源化を推進するとともに、長期的かつ総合的な視点に立ち循環型社会の形成を進めるため、前計画の施策と目標を見直し、「第 3 次一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」といいます。）に改定します。

2．計画の位置づけ

本計画の位置づけは、図 1-1 に示すとおりです。

本計画は、当市総合計画及び当市環境基本計画に示された将来像を目指すための一般廃棄物分野における計画として、国が示す循環型社会形成推進基本法や廃棄物処理法に基づく基本方針の趣旨に則った計画で、長期的・総合的な視点に立って、計画的な一般廃棄物処理の推進を図るための基本的な方針となるものであり、一般廃棄物の排出の抑制及び発生から最終処分に至るまでの、一般廃棄物の適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

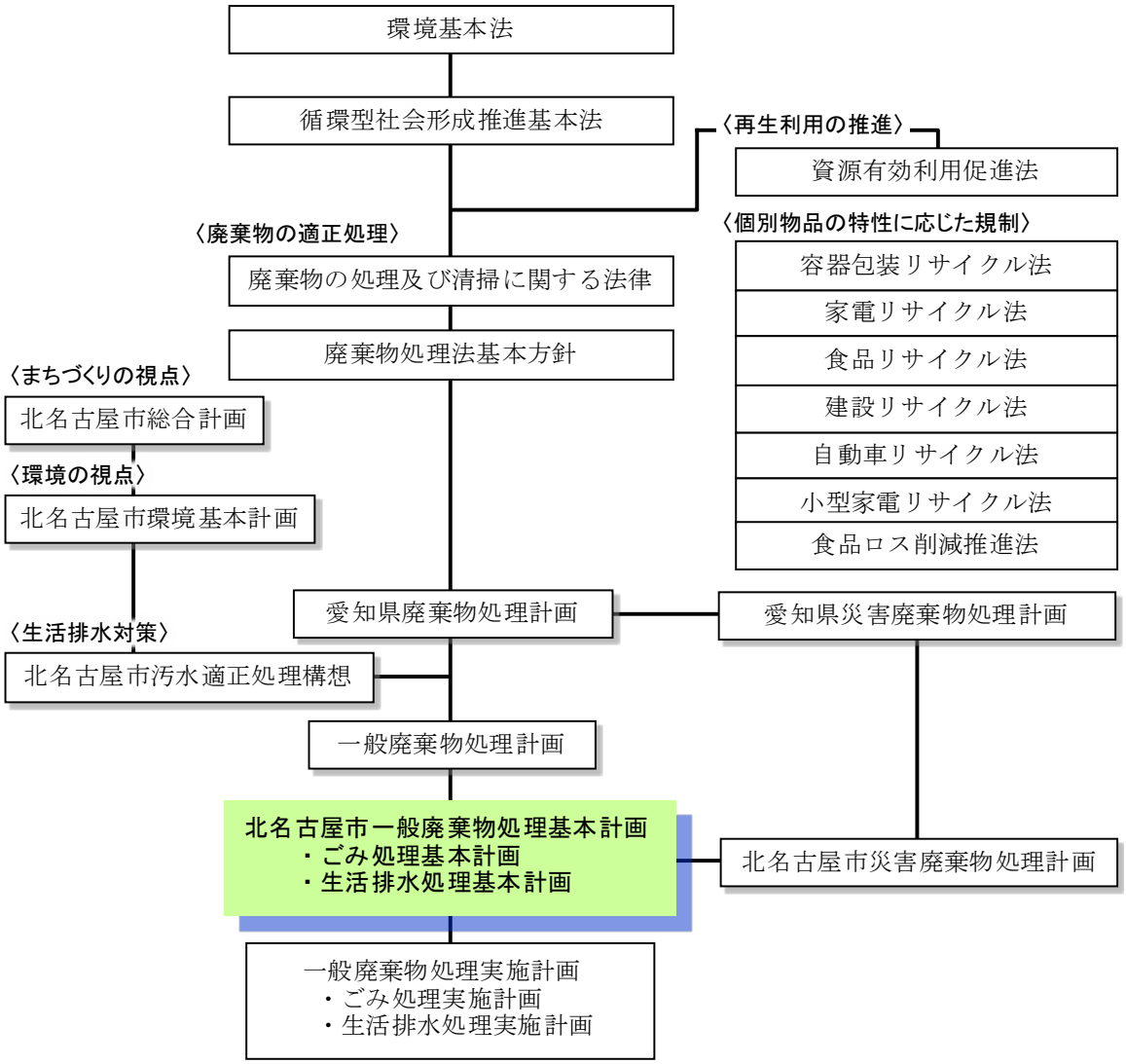

図 1-1　計画の位置づけ

３．計画の期間

本計画の期間は、令和 2（2020）年度を計画初年度とし、令和 16（2034）年度を目標年度とする 15 年間を計画期間とします。

なお、計画は社会経済情勢の変動があった場合や、国や愛知県における方針の変更等、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合にはその都度見直しを行います。

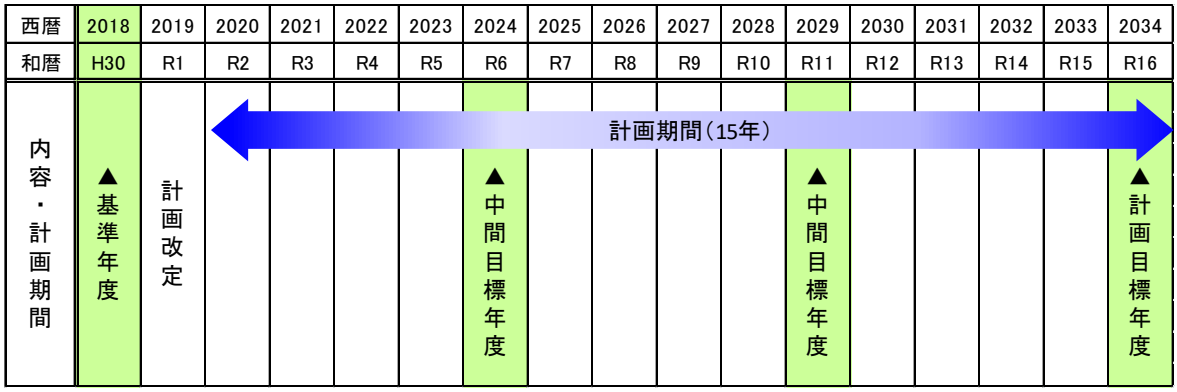

図 1-2　計画の期間

４．計画の範囲

本計画の対象区域は、当市全域とします。

廃棄物の種類と本計画の範囲は、図 1-3 に示すとおりです。

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、処理において市町村が統括的な責任を有する一般廃棄物を本計画の範囲とします。

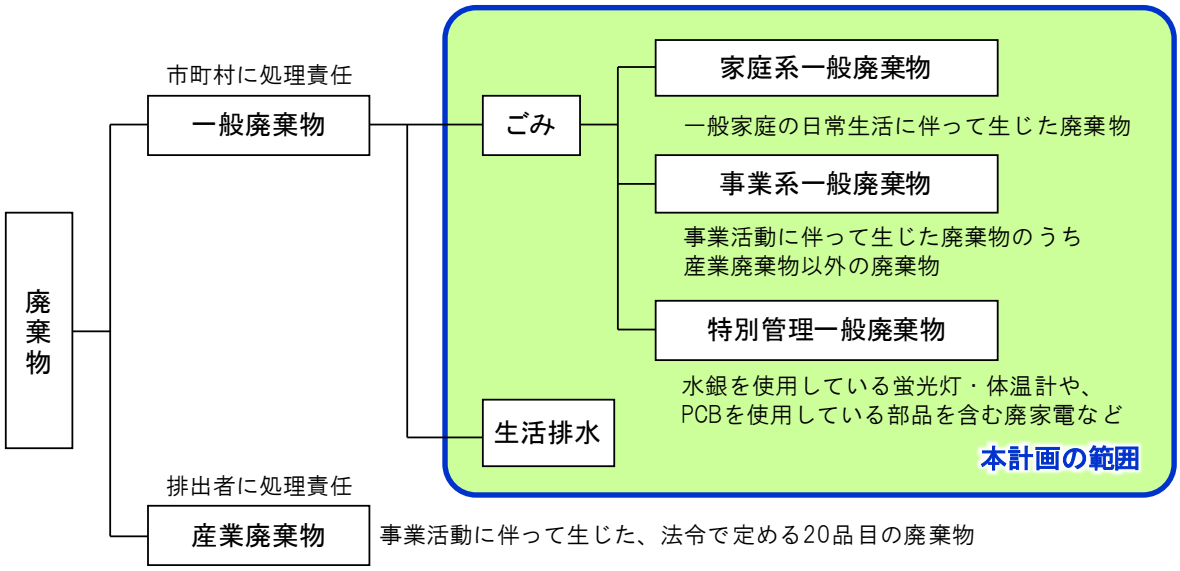

図 1-3　廃棄物の種類と計画の範囲

第２章　前計画の総括

１．目標達成状況

前計画で定めた減量目標の達成状況は、表 2-1 に示すとおりです。

なお、前計画では鴨田エコパークに搬入された事業系生ごみの量がごみ排出量として計上されていないため、平成 20（2008）年度の実績値と目標値に相違があります。

表 2-1　前計画の目標値と実績

項目	単位	実績値		目標値	評価
		平成 20 年度	平成 30 年度	令和 3 年度	
家庭系ごみ原単位	g/人・日	582	539	532	△
資源化量原単位	g/人・日	214	121	245	－
事業系ごみ 1 日あたり排出量	t/日	18.9	13.5	14.7	○
総排出量原単位	g/人・日	1,030	817	942	○

注）評価は、「○：達成」「△：おおむね達成」「－：評価せず」としました。

（１）家庭系ごみ原単位

平成 20（2008）年度実績に対し 8.6%・50g の削減を目標とした家庭系ごみ原単位は、平成 30（2018）年度実績で 539g と 7.4%・43g 削減されており、おおむね目標どおり推移しています。

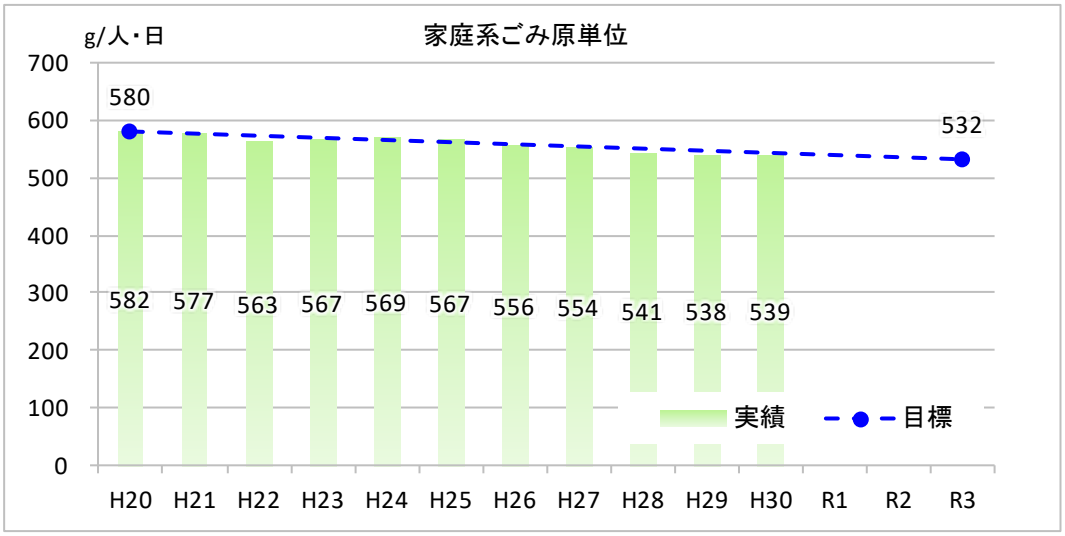

図 2-1　家庭系ごみ原単位の実績と目標

（２）資源量原単位

平成 20（2008）年度実績に対し 14.5%・31g の増加を目標とした資源量原単位は、スーパーなどに設置されている民間事業者による古紙回収ボックスなどへの排出が増えたことで市の把握できる資源の量が減ったことから、平成 30（2018）年度実績で 121g と目標を大きく下回りました。このため、計画目標に対する評価が行えないと判断しました。

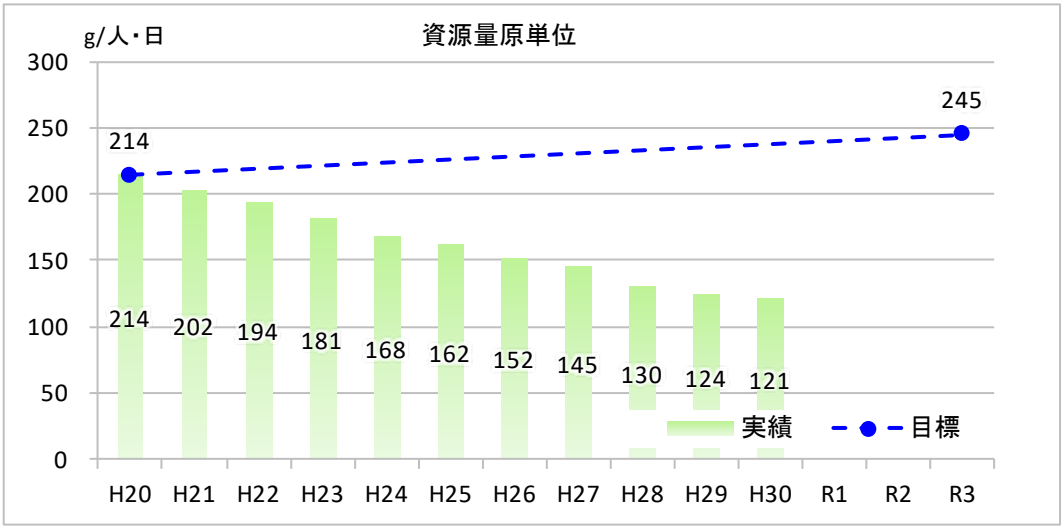

図 2-2　資源量原単位の実績と目標

（３）事業系ごみ１日あたり排出量

平成 20（2008）年度実績に対し 22%・4.2t/日の削減を目標とした事業系ごみ排出量は、平成 22（2010）年度に事業系ごみ処理手数料を 1kg あたり 20 円から 32 円に改めたことにより、平成 30（2018）年度実績で 28.6%・5.4t/日削減されており、目標を十分達成できる見込みです。

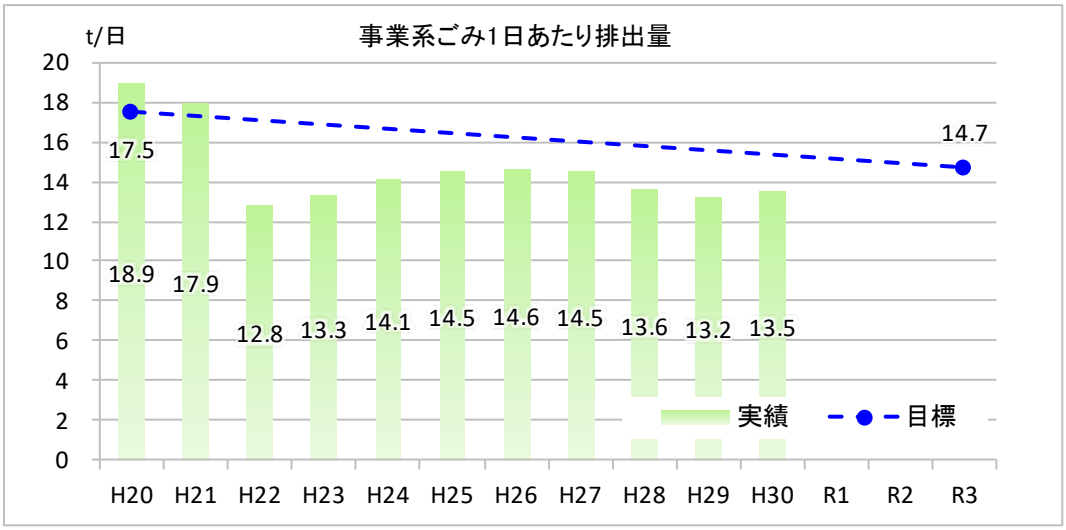

図 2-3　事業系ごみ 1 日あたり発生量の実績と目標

（4）総排出量原単位

平成 20（2008）年度実績に対し 8.5%・88g の削減を目標とした総排出量原単位は、事業系ごみ排出量が大きく減少したことで、平成 30（2018）年度実績は 20.6%・213g 削減され、目標を十分達成できる見込みです。

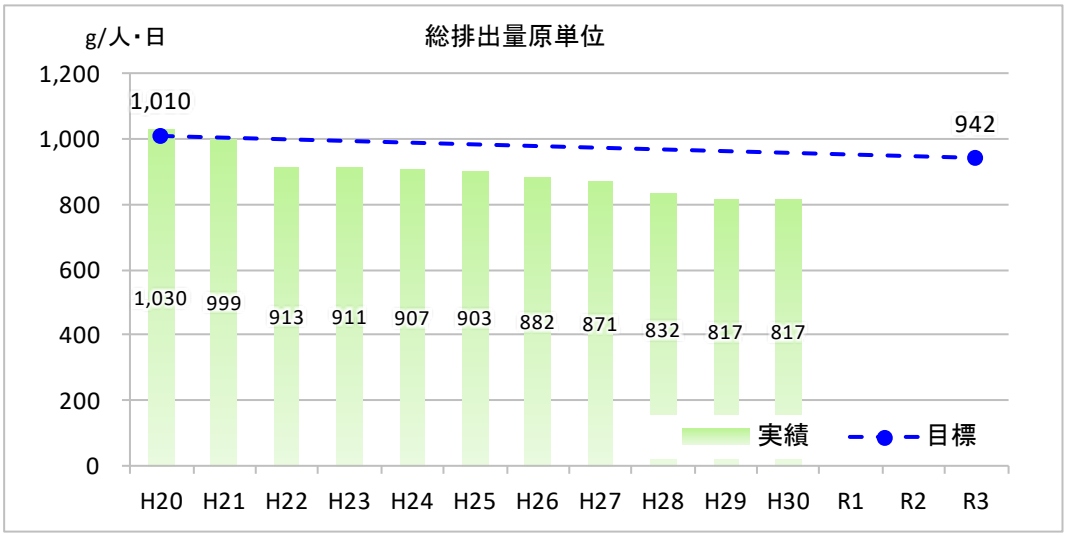

図 2-4　総排出量原単位の実績と目標

２．施策の実施状況

前計画に示された施策の実施状況は、表 2-2 に示すとおりです。

表 2-2（1-1）　前計画の施策実施状況（市の取り組むべき事項）

施策		実施状況	評価※
手数料	家庭系ごみの適正な手数料負担の検討	様々なごみ減量施策を実施するにあたり、協力を求める観点から手数料負担の検討に至りませんでした。	－
	事業系ごみの適正な手数料負担の検討	平成 22（2010）年度に北名古屋衛生組合環境美化センター廃止に伴い、処理手数料を 20 円/kg から 32 円/kg に改めました。	○
体制整備	市民・事業者・市の協働	環境イベント等を通して啓発を行いました。	○
	拠点回収の拡充	常設資源集積所整備等の拡充として、平成 30（2018）年度に東西常設資源集積所において古紙・古布回収を拡充しました。	○
	小売店での資源回収の推進	小売店において容器包装リサイクル法に基づく自主的な回収が行われました。	○
広報啓発・指導	挑戦目標の設定	北名古屋市分別収集計画を策定しました。	○
	広報ツールの充実	広報誌、ホームページ、出前講座等で情報提供や啓発を行いました。 「ごみ・資源の分け方・出し方便利帳」「外国人用ごみチラシ」等を作成のうえ啓発し、「ごみ・資源の分別と出し方」チラシの全戸配布を行いました。	○
	市民参加型のイベントへの支援・協力	環境団体が行うエコクッキングやフリーマーケットの支援を行いました。	○
	ごみの発生・排出抑制、リサイクル意識の普及、広報啓発	広報誌、ホームページ、出前講座等で情報提供や啓発を行いました。	○
	環境学習の推進	ごみゼロ運動等における分別作業を実施しました。	○
	事業者に対しての広報啓発・指導	不適正排出事業者への個別指導を実施しました。	○
情報提供	清掃工場における処理方法、処理費用等の広報、バイオマス利用の情報提供	広報誌及びホームページ等により情報提供や啓発を行いました。	○

※評価指標「○：実施」「△：一部実施」「×：手がつけられなかった」「－：評価せず」

表 2-2（1-2）　前計画の施策実施状況（市の取り組むべき事項）

施策		実施状況	評価※
助成制度	生ごみ処理機等購入費補助金制度の拡充	生ごみ処理機等購入費補助金制度の活用をPRし、拡充を行いました。	○
	集団回収の支援の検討	各種団体に集団回収支援制度をPRし、回収実績に応じて支援を行いました。	○
	ごみ減量推進協力店、表彰制度の検討	一部の店舗とレジ袋有料化取組に関する協定を締結することでごみ減量を行いました。	△

※評価指標「○：実施」「△：一部実施」「×：手がつけられなかった」「－：評価せず」

表 2-2（2）　前計画の施策実施状況（市民の取り組むべき事項）

施策		実施状況	評価※
資源化	分別精度、リサイクル資源回収の向上、集団回収の利用拡大	自治会、集団回収登録団体等による分別意識が定着できました。	○
	プラスチック製容器包装の分別開始	適切な分別がされたプラスチック製容器包装回収により大幅なごみ減量が図れました。平成19（2007）年度より実施したプラスチック製容器包装の分別により、可燃ごみが約9,500t減量できました。	○
自家処理	生ごみ処理機等の導入	平成21（2009）年から30（2018）年度までの10年間に、生ごみ処理機は119基、処理容器は105基補助を行いました。	○
排出抑制	過剰包装の自粛、使い捨て製品の使用抑制、再生品の使用拡大	広報誌、ホームページ、出前講座等で情報提供や啓発を行いました。	○
	生ごみの水切り、環境に配慮した調理による生ごみの排出抑制	広報誌、ホームページ、エコクッキング等で情報提供や啓発を行いました。	○
	グリーンコンシューマー活動	活動への周知啓発を行うに至りませんでした。	－
	家具・家電製品の修理、衣類のリフォームの推進	環境団体が行うフリーマーケットによりごみ減量の推進が図られました。	○

※評価指標「○：実施」「△：一部実施」「×：手がつけられなかった」「－：評価せず」

表 2-2（3）　前計画の施策実施状況（事業者の取り組むべき事項）

施策		実施状況	評価※
資源化	小売店での資源回収の利用拡大	小売店において容器包装リサイクル法に基づく自主的な回収が行われていました。	○
排出抑制	長期利用可能な製品等の検討	活動への周知啓発が行えませんでした。	×
	過剰包装及び流通包装廃棄物等の事業所からの排出抑制	事業系ごみの適正処理について、ホームページ等で啓発を行いました。	○
	製造・流通事業者による自主回収・資源化	事業者が自ら行う資源化は独自に進められていますが、潜在している事業者への周知等が課題です。	△
その他	多量排出事業者による減量計画作成	事業者が自ら行う資源化は独自に進められていますが、潜在している事業者への周知等が課題です。	△
	環境マネジメントシステムの導入等による意識の向上	導入に向けての周知啓発を行うことができませんでした。	×
	拡大生産者責任、販売者責任の導入	各種生産者の範囲が大きく、導入するに至りませんでした。	×

※評価指標「○：実施」「△：一部実施」「×：手がつけられなかった」「－：評価せず」

第３章　現状の把握

１．地域の概要

（１）位置と地勢

当市は、愛知県の北西部にあり、南は名古屋市、東は豊山町、西は清須市、北は小牧市、岩倉市及び一宮市に接しています。東西約 6km、南北約 4km、面積は 18.37km^{2}であり、ほぼ全域が名古屋市の都心部から 10km 圏内に位置しています。

中央部を南北に名鉄犬山線が運行しており、名古屋方面、犬山方面と結ばれていることに加え、名古屋市営地下鉄（鶴舞線）と相互乗り入れしているため、名古屋都心へのアクセスが極めて容易になっています。

また、西部に国道 22 号が走り、近隣に国道 41 号、国道 302 号、名神高速道路、名古屋高速 11 号小牧線、名古屋第二環状自動車道があり、さらに国道 22 号上には名古屋高速 16 号一宮線が新たに建設され、県営名古屋空港へも近く、交通利便性の高い地域となっています。

図 3-1　位置図

（２）沿　革

明治 39 年に愛知県西春日井郡師勝村及び西春村が誕生しました。その後町制施行により昭和 36 年に師勝町、昭和 38 年に西春町となり、平成 18 年 3 月に合併して北名古屋市が誕生しました。

2．自然条件

当市は、濃尾平野のほぼ中央に位置し、地形は海抜 4～8m 前後とおおむね平坦な地形です。域内には、五条川、新川、合瀬川などの河川が流れ、うるおい豊かな環境となっています。

気候は、年間を通じて温暖であり、木曽川・庄内川などの沖積地に発達した生産性の高い肥沃な土地を利用して、古くから農業が発展してきました。

図 3-2　地理的特性

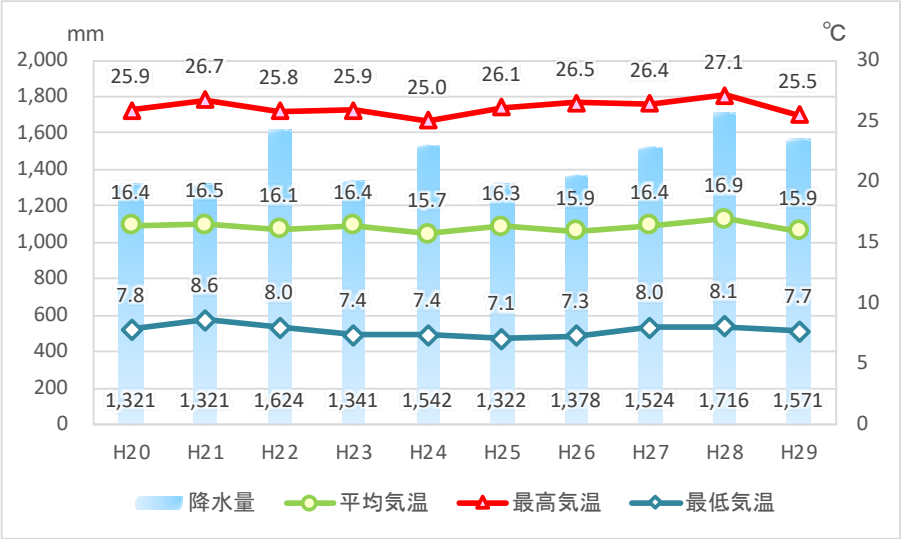

出典：西春日井広域事務組合「消防年報」

図 3-3　気温と降水量

３．社会条件

（１）人　口

①　人口及び世帯数の推移

人口及び世帯数の推移は、表 3-1 及び図 3-4 に示すとおりです。

当市は、名古屋都心へのアクセスが容易であることやマンション開発が進んだことなどから、人口及び世帯数は堅調に増加を続けています。

表 3-1　人口及び世帯数の推移

区　分	人口（人）				世帯数（世帯）	１世帯当たりの人口（人）
	総　数	男	女	外国人		
平成21年度	81, 411	40, 382	39, 577	1, 452	32, 360	2. 52
平成22年度	81, 700	40, 557	39, 789	1, 354	32, 583	2. 51
平成23年度	82, 012	40, 726	40, 027	1, 259	32, 839	2. 50
平成24年度	82, 695	41, 061	40, 405	1, 229	33, 284	2. 48
平成25年度	83, 163	41, 274	40, 594	1, 295	33, 793	2. 46
平成26年度	83, 681	41, 458	40, 825	1, 398	34, 414	2. 43
平成27年度	84, 298	41, 676	41, 104	1, 518	35, 005	2. 41
平成28年度	84, 906	41, 921	41, 343	1, 642	35, 478	2. 39
平成29年度	85, 534	42, 105	41, 716	1, 713	36, 002	2. 38
平成30年度	85, 982	42, 159	41, 960	1, 863	36, 389	2. 36

出典：北名古屋市の統計・各年 10 月 1 日

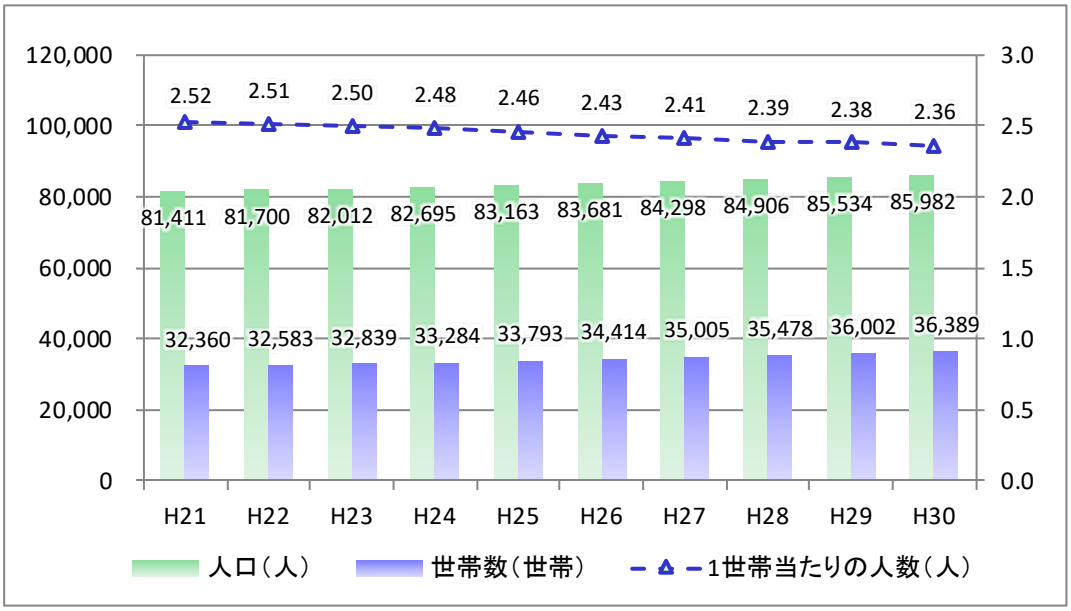

図 3-4　人口及び世帯数の推移

② 人口構成

当市の年齢別人口構成は、図 3-5 に示すとおりです。

40 代を中心とした世代に厚みのある人口構造で、0～14 歳の子どもや 15～64 歳の現役世代が多い年齢構成です。

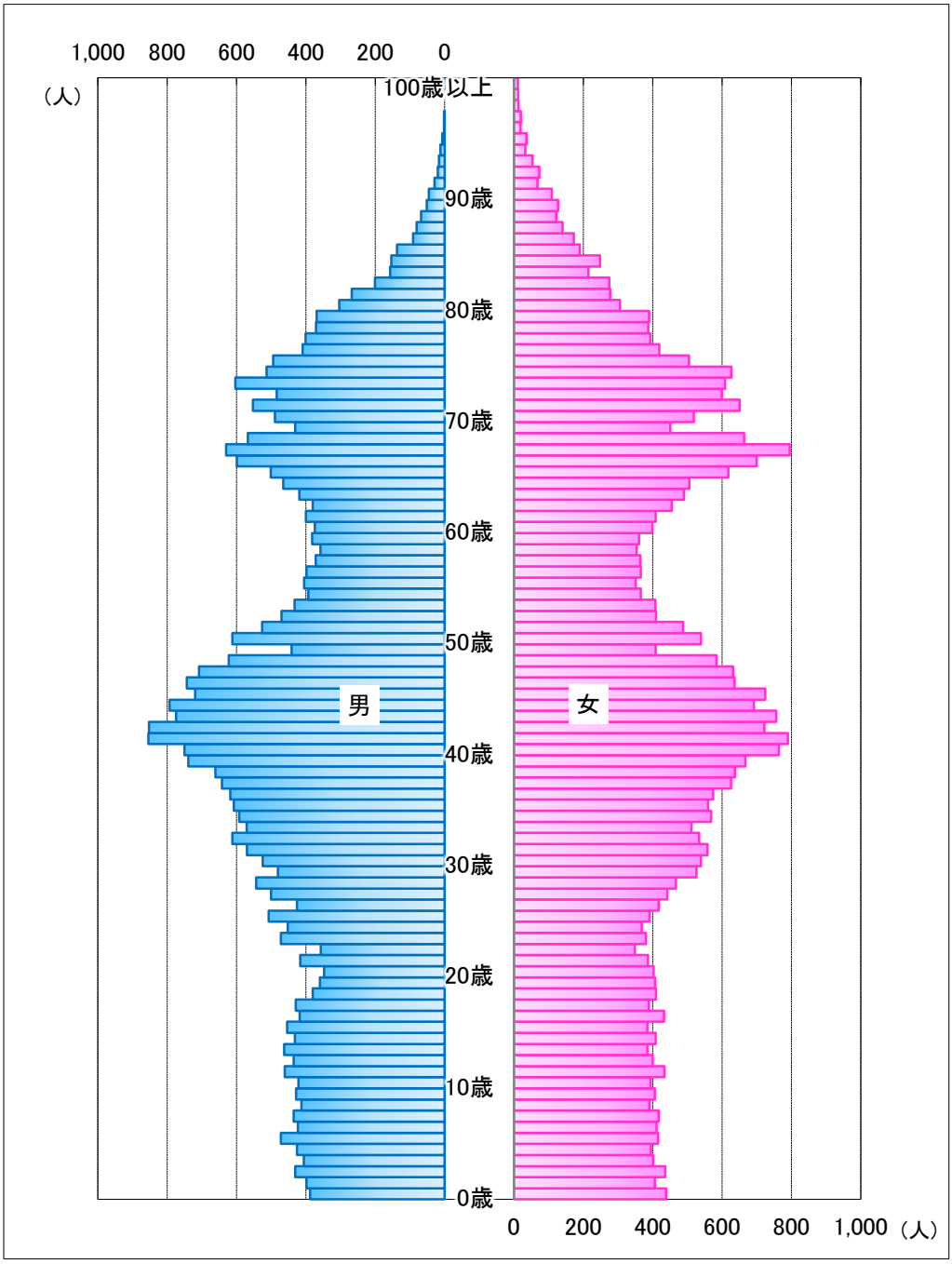

出典：国勢調査（年齢不詳を除く）

図 3-5　人口ピラミッド（平成 27（2015）年 10 月 1 日）

（2）産　業

①　産業別就業人口

産業大分類別の就業者人口を見ると、第 2 次産業、第 3 次産業がそのほとんどを占めており、第 3 次産業の割合は増加しています。

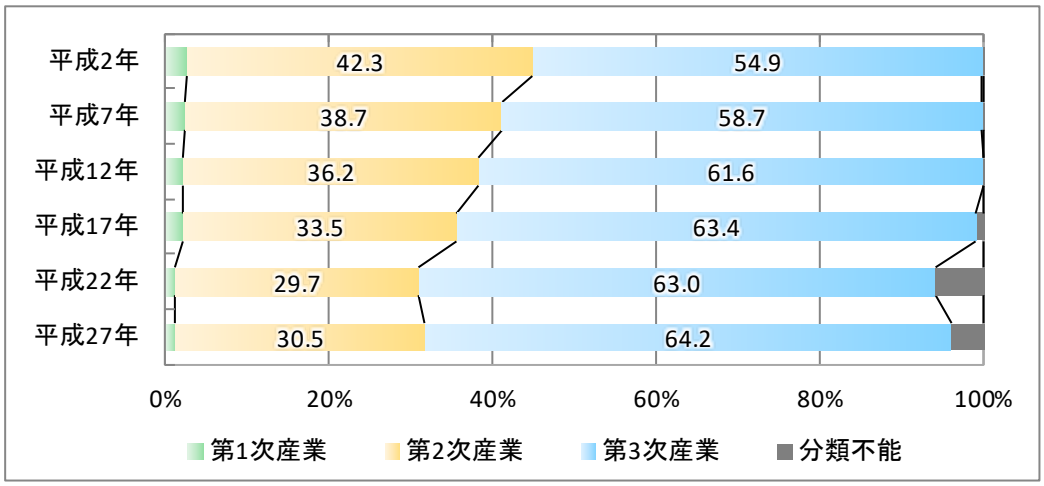

出典：国勢調査

図 3-6　産業大分類別就業人口の推移

②　農　業

当市の農業は、濃尾平野のほぼ中央に位置しており、平坦な沖積地であることから、古くから稲作を中心とした農村地域として発展してきました。また、名古屋市近郊にありながら、農地が市域の約 4 分の 1 を占めています。近年は稲作のほか、野菜栽培が中心となってきており、レジャー農園が市民に利用されています。

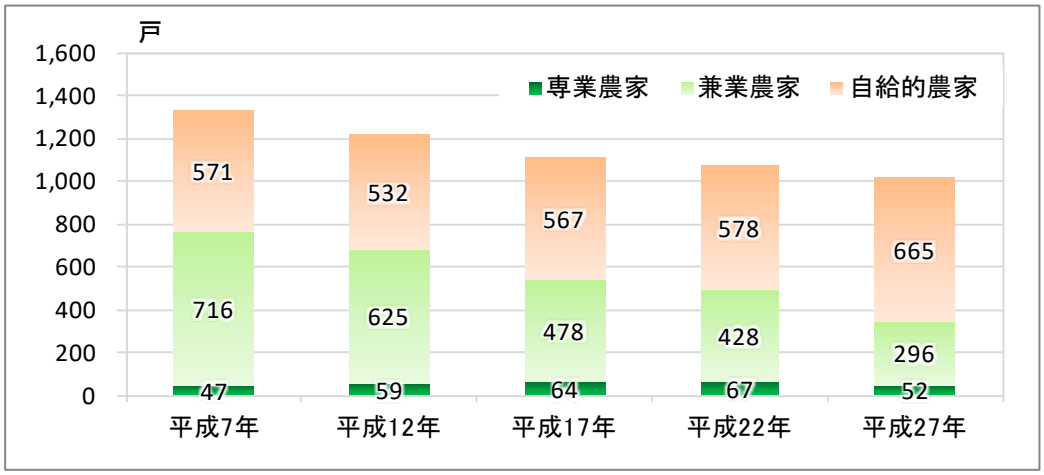

出典：愛知県統計年鑑（世界農林業センサス）、平成 27（2015）年は「あいちの農林業」

図 3-7　農家数の推移

③　工　業

当市は、名古屋都心部から 10km 圏内に位置するという恵まれた立地にありながら地価が名古屋市の約半分という魅力的な条件で、高速道路が市域を囲み、道路状況に恵まれていることから、市内には食料、飲料、印刷、金属製品、輸送機械、生産用機械、業務用機械、汎用機械などの分野の企業が進出しています。

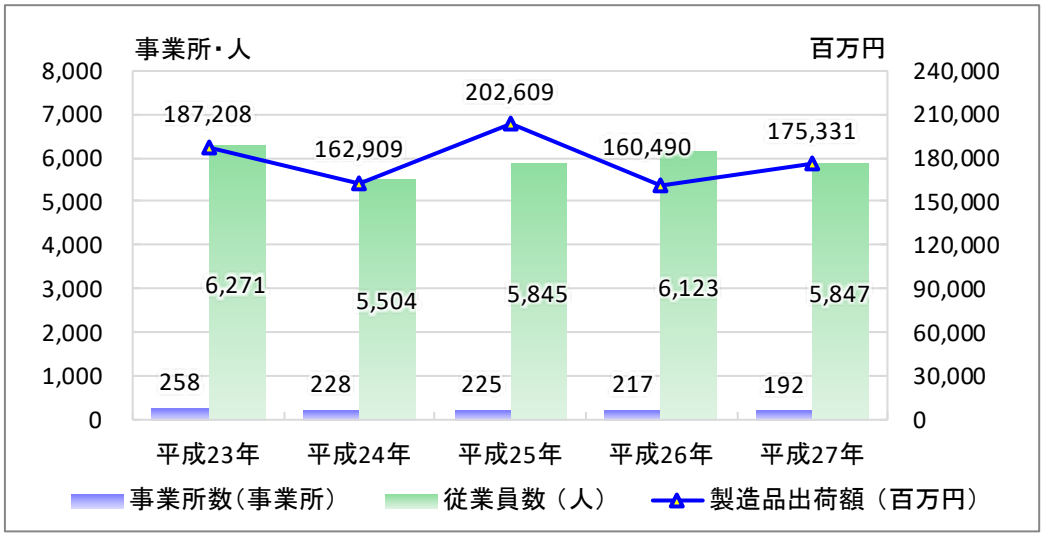

出典：工業統計調査

図 3-8　工業の推移

④　商　業

当市に隣接して名古屋市中央卸売市場北部市場があり、卸売業の年間商品販売額が 3 分の 2 を占めています。

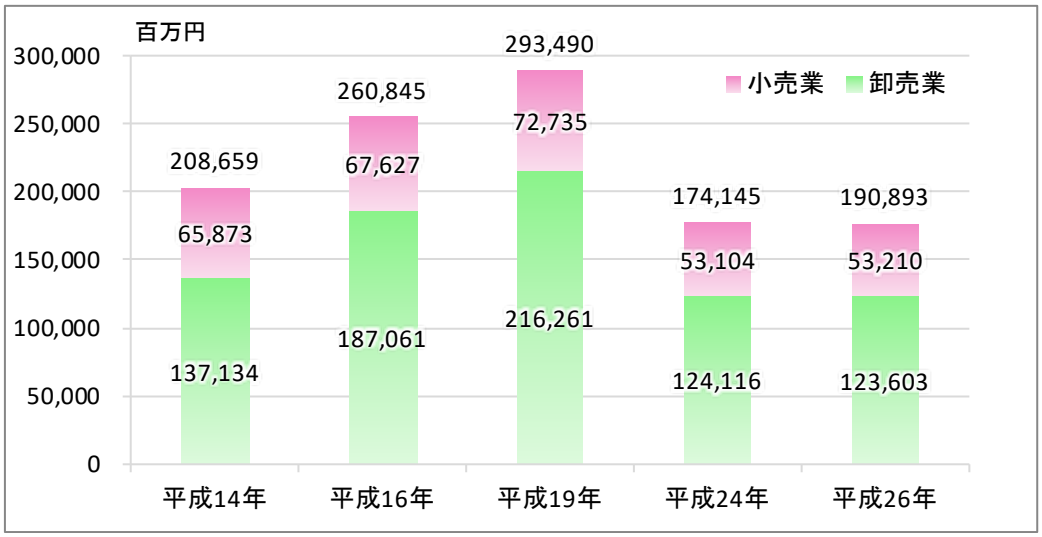

出典：愛知県統計年鑑（商業統計調査）、平成 24（2012）年は「経済センサス-活動調査」

図 3-9　年間商品販売額の推移

（３）土地利用

当市の土地利用は、名古屋市のベッドタウンとして住宅地の造成が進み、農地が減少し、住宅地が増加しています。

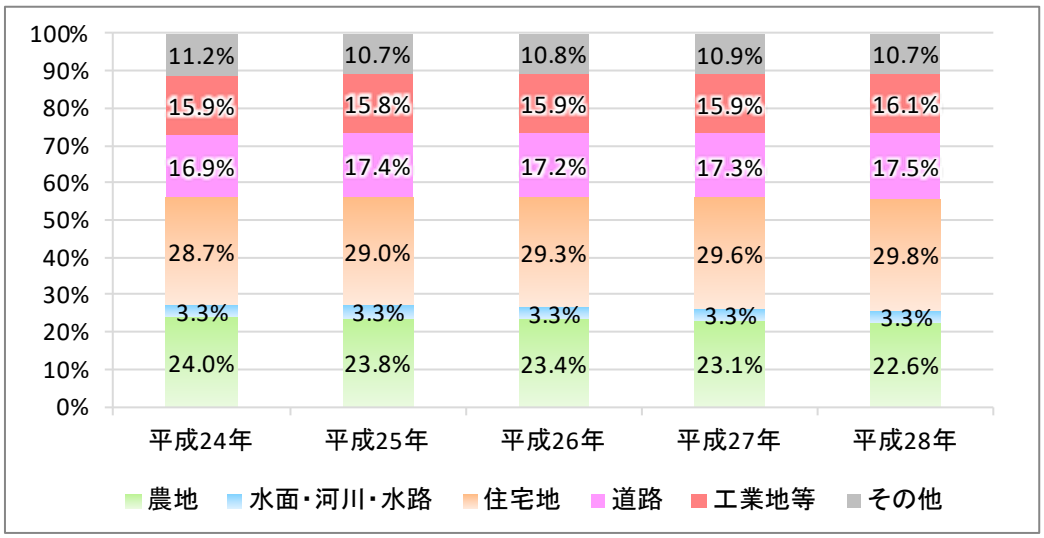

出典：愛知県地域振興部土地水資源課「土地に関する統計年報」

図 3-10　土地利用の推移

４．上位計画・関連計画

（１）第２次愛知県ごみ焼却処理広域化計画

愛知県ごみ処理広域化計画では、北名古屋市及び豊山町で構成する北名古屋衛生組合のごみ処理施設について、名古屋ブロックの中で広域化を進めることが定められ、当市は平成 22（2010）年度から名古屋市にごみ処理を委託し、令和 2（2020）年の稼働に向けて名古屋市北名古屋工場（仮称）の建設が進められています。

表 3-2　第 2 次愛知県ごみ焼却処理広域化計画の概要

項目	内容
計画名称・策定年月	第 2 次愛知県ごみ焼却処理広域化計画・平成 21（2009）年 3 月
計画期間	平成 20（2008）年度～平成 29（2017）年度
整備計画	13 の広域化ブロックを基本に、可能な限り焼却能力 300t/日以上の全連続炉への集約化を目指し、焼却施設の整備を進める。
施策の内容	・名古屋ブロック（名古屋市、清須市、北名古屋市、豊山町、春日町、甚目寺町） ・整備計画 新清掃工場建設時に北名古屋衛生組合環境美化センターを統合することにより、5 施設への集約化を目指す。

（2）第２次北名古屋市総合計画

第 2 次北名古屋市総合計画では、第 3 章：安全・環境分野の「3-4 ごみ処理・資源循環」の施策と、第 4 章：都市基盤分野の「4-2 市街地・下水道」の施策に一般廃棄物処理に関する目標と主要施策が記載されています。

表 3-3　第 2 次北名古屋市総合計画の概要

項目	内容
計画名称・策定年月	第 2 次北名古屋市総合計画・平成 30（2018）年 3 月
計画期間	平成 30（2018）年度～令和 9 年（2027）年度
めざすまちの姿	健康快適都市　誰もがいきいきと安全・安心に暮らせるまち
一般廃棄物の目標	・1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量 令和 4（2022）年度：530g、令和 9（2027）年度：510g ・1 人 1 日あたり資源量 令和 4（2022）年度：150g、令和 9（2027）年度：160g ・下水道普及率 令和 4（2022）年度：57%、令和 9（2027）年度：69%
施策の内容	・小型家電の資源化を図るため、回収ボックスの利用促進を図ります。 ・ごみ分別収集を徹底して、家庭系ごみの排出を抑制します。 ・名古屋市・北名古屋市・豊山町・北名古屋衛生組合により、ごみ処理施設の建設を推進します。 ・事業系一般廃棄物や産業廃棄物の減量化、適正処理を促進します。 ・新川流域関連公共下水道の整備を促進します。 ・下水道への接続について戸別訪問などにより理解を促します。 ・供用開始区域内の浄化槽を下水道へ切り替える接続支援を行います。

（3）北名古屋市環境基本計画（改定版）

環境基本計画では、「環境像 1・健康で安心して暮らせるまち」と「環境像 4・資源が循環するまち」に、一般廃棄物処理に関する目標と取組が記載されています。

表 3-4　第 2 次北名古屋市環境基本計画の概要

項目	内容
計画名称・策定年月	北名古屋市環境基本計画（改定版）・平成 28（2016）年 3 月
計画期間	平成 28（2016）年度～令和 2（2020）年度
将来像	環境共生都市　～健康で快適なまちをつくろう～
一般廃棄物の目標	現状値：平成 26（2014）年度 目標値：令和 2（2020）年度 ・生活排水処理率 現状：77.6%　目標：78.5% ・下水道普及率 現状：37.5%　目標：53.7% ・1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量 現状：554g　目標：536g ・1 人 1 日あたり家庭系資源回収量 現状：151.78g　目標：243g ・1 日あたり事業系ごみ発生量 現状：14.46t/日　目標：14.4t/日 ・最終処分量 現状：3,024.65t/年　目標：3,020t/年
施策の内容	・公共下水道の整備 ・下水道整備区域における早期接続の促進 ・合併処理浄化槽の普及促進 ・浄化槽の適正管理の徹底 ・レジ袋削減運動の促進 ・生ごみ堆肥化・飼料化等の促進 ・リサイクルデータバンクの活用など再使用の促進 ・集団回収団体の支援 ・資源の店頭回収の促進 ・資源回収手段の充実 ・グリーン購入の促進 ・ごみ処理基本計画に基づく適正処理 ・ごみの適正処理の監視・指導

第４章　ごみ処理基本計画

１．ごみ処理の現状

（１）ごみ処理の体制

①　分別区分

当市が収集・回収する生活系ごみの分別区分は、表 4-1 に示すとおりです。

表 4-1　分別区分（令和元(2019)年度）

分別区分			種類
生活系ごみ	家庭系ごみ	可燃ごみ	台所ごみ、木くず、革・ゴム製品、CD、MD、ビデオテープ、おもちゃ、リサイクルできない紙類など
		不燃ごみ	陶器、乳白色びん、傘、ガラス類、電化製品など
		粗大ごみ	机、タンス、ストーブ、自転車、布団など
		乾電池	乾電池
		ライター	ライター
		蛍光灯・体温計	水銀含有物
	資源	びん	無色・茶色・黒色・青緑色びん、ビールびん、一升びん
		缶	飲料用、ビール、お菓子、のり、お茶などの缶 ※アルミ・スチール・スプレー缶に分別する。 ※スプレー缶は、中身を使い切る。
		ペットボトル	飲料用、酒類用、調味料用 ※キャップは必ず外してプラスチック製容器包装に出す。
		プラスチック製容器包装	プラ マークの付いている容器・包装材
		食品トレイ	白色食品トレイのみ ※透明・色・柄物は、プラスチック製容器包装に出す。
		古紙類	新聞紙、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パックなど ※種類別に十文字にしばる。雑紙は、紙袋に入れて出す。 ※新聞紙は指定容器に入れる際に、盗難防止のため、しばったひもを切って入れる。
		古布類	古着など ※透明のビニール袋に入れて出す。
		小型家電	回収ボックスの投入口に入る大きさのもの。
		羽毛ふとん	ダウンの割合が 50%以上のもの。

② ごみ処理フロー

当市の可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみは、平成 22（2010）年度から名古屋市ごみ処理施設で委託処理を行っており、中間処理後の焼却残渣は、北名古屋衛生組合及び公益財団法人愛知臨海環境整備センター（ASEC）の最終処分場に埋め立てられています。

その他の処理・処分を必要とする、蛍光灯、乾電池などの有害・危険ごみは、専門業者に委託し、処理を行っています。

資源の回収は、当市が資源集積所で行うステーション回収に加えて、市民による集団回収も行われています。

また、事業系生ごみの一部は、北名古屋衛生組合の鴨田エコパークで資源化が行われています。

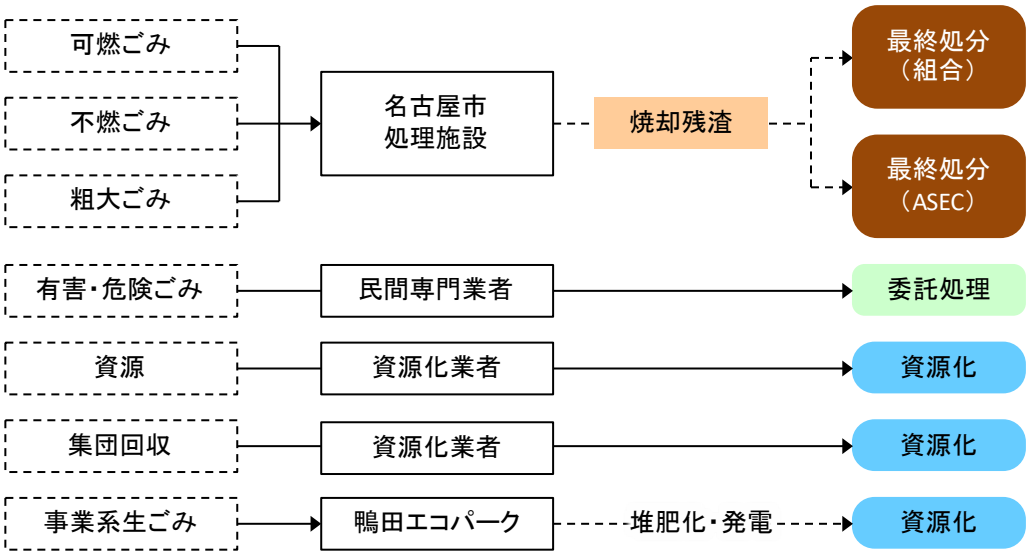

図 4-1　ごみ処理フロー（令和元（2019）年度）

③　収集・運搬

当市における令和元（2019）年度の収集・運搬体制は、表 4-2 に示すとおりです。

事業系ごみについては、排出者（事業者）の責任において許可業者により運搬されます。また、特別管理一般廃棄物である蛍光灯・体温計などの水銀を使用している製品は、円滑な収集ルートの確保に努めています。

表 4-2　収集・運搬体制（令和元（2019）年度）

分別項目		収集形態	収集方法	収集回数
家庭系ごみ	可燃ごみ	直営・委託	路線収集	週 2 回
	不燃ごみ		路線収集	月 2 回
	粗大ごみ	直営	戸別収集	随時
	乾電池		拠点収集	
	ライター		拠点収集	
	蛍光灯・体温計		拠点収集	
資源	びん	委託	ステーション回収	月 2 回
	缶		ステーション回収	
	ペットボトル		ステーション回収	
	プラスチック製容器包装		路線回収	週 1 回
	食品トレイ		ステーション回収	月 2 回
	古紙類		ステーション回収	
	古布類		ステーション回収	
	紙パック		ステーション回収	
	羽毛ふとん	直営	拠点回収	随時
	小型家電		拠点回収	

④　中間処理

当市の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは、名古屋市に処理を委託しています。

当市の一般廃棄物を処理している中間処理施設は、表 4-3 に示すとおりです。

乾電池、蛍光灯は、水銀含有製品の処理を行う専門業者に委託し、処理を行っています。

また、事業系生ごみ（有機性廃棄物）の一部は、鴨田エコパークで汚泥と混ぜてメタンガス発電と肥料化（資源化）が行われています。

表 4-3　中間処理施設

管理者	施設名		処理能力	炉数等
名古屋市	焼却処理施設	五条川工場	560t/24h	2
		猪子石工場	600t/24h	2
		南陽工場（休止中）	1,500t/24h	3
		鳴海工場	530t/24h	2
		富田工場	450t/24h	3
		北名古屋工場（仮称）	660t/24h	2
	不燃粗大ごみ処理施設	大江破砕工場	400t/5h	2
		北名古屋工場（仮称）	50t/5h	1
北名古屋衛生組合	し尿処理施設	鴨田エコパーク	し尿 14kL/日 浄化槽汚泥 96kL/日 生ごみ 7.14t/日	―

⑤　最終処分

名古屋市のごみ処理施設で中間処理された後の焼却残渣は、北名古屋衛生組合及び公益財団法人愛知臨海環境整備センター（ASEC）の最終処分場に埋め立てられています。

北名古屋衛生組合の保有する最終処分場の概要は、表 4-4 に示すとおりです。

表 4-4　最終処分場の概要

項目	内容
施設名称	北名古屋衛生組合藤岡最終処分場
所在地	愛知県豊田市西中山町向イ原 141 番-1
埋立面積	9,700㎡
埋立容量	91,800㎥
残余容量	50,834㎥（平成 31（2019）年 3 月現在）
埋立開始	平成 7（1995）年 4 月
処理方式	準好気性埋立（サンドイッチ方式）
浸出水処理設備	凝集沈殿処理＋接触ばっ気生物処理＋凝集沈殿処理 ＋砂ろ過処理＋活性炭吸着処理

（２）ごみ処理の実績

① ごみ排出区分の定義

本計画におけるごみに関する用語の定義は、図 4-2 に示すとおりとします。

本計画では、市民及び事業者などによって排出される全ての不用物の量を「ごみ発生量」とします。

しかし、潜在ごみである事業者独自の資源回収・処理や民間事業者による資源の回収、市民による自家処理（生ごみの減量化など）などについては、実数として捉えることが困難なことから、これを除いたものを「ごみ総排出量」とし、本計画で扱うごみの量とします。

「ごみ総排出量」のうち、当市の家庭から排出されたものを「生活系ごみ」、事業所から排出されたごみを「事業系ごみ」とし、生活系ごみのうち資源と集団回収で集められた資源以外の処理・処分が必要な、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び有害・危険ごみを「家庭系ごみ」とします。

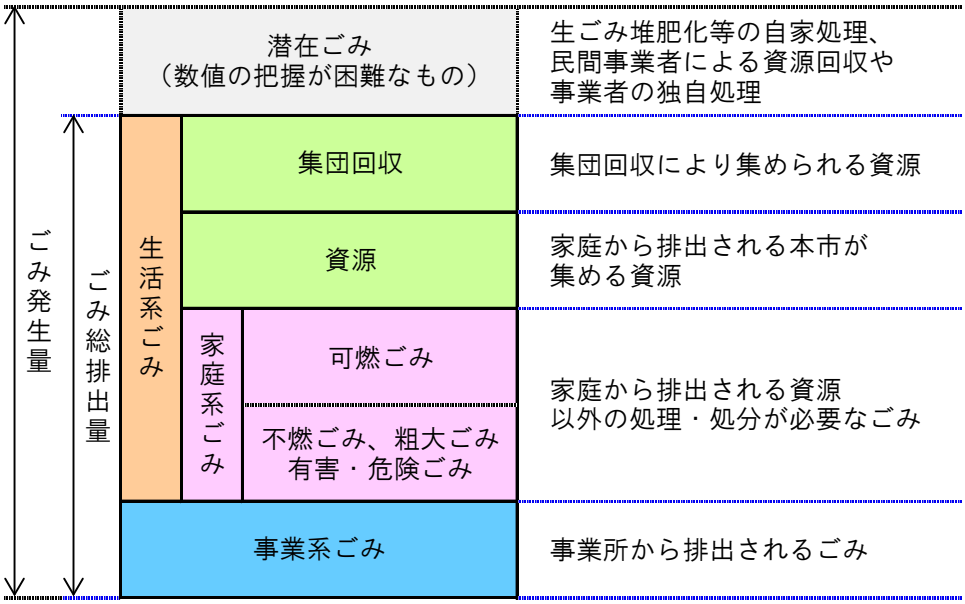

図 4-2　ごみ区分の定義

② ごみ排出量・処理量の推移

当市における過去 10 年間のごみ排出量、中間処理量、資源化量及び最終処分量の推移は、表 4-5 に示すとおりです。

表 4-5　ごみ排出量・処理量の推移

項目		単位	実績									
			H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
			2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
処理区域内人口（各年10月1日）		人	81,411	81,700	82,012	82,695	83,163	83,681	84,298	84,906	85,534	85,982
前計画目標	家庭系ごみ1人1日排出量	g/人・日	577	563	567	569	567	556	554	541	538	539
	資源1人1日排出量	g/人・日	202	194	181	168	162	152	145	130	124	121
	事業系ごみ排出量	t/日	17.9	12.8	13.3	14.1	14.5	14.6	14.5	13.6	13.2	13.5
	ごみ総排出量	g/人・日	999	913	911	907	903	882	871	832	817	817
ごみ総排出量		t/年	29,685.98	27,235.72	27,348.78	27,364.46	27,402.29	26,938.73	26,873.27	25,778.09	25,499.69	25,644.26
	生活系ごみ	t/年	21,472.23	20,917.98	20,821.94	20,728.48	20,675.06	20,256.59	20,235.70	19,611.52	19,516.97	19,688.45
	ごみ（家庭系ごみ）	t/年	17,146.89	16,783.31	17,032.14	17,159.66	17,196.36	16,982.27	17,091.92	16,779.72	16,794.46	16,918.19
	可燃ごみ	t/年	15,323.37	15,214.53	15,669.13	15,884.30	15,987.85	15,847.22	15,956.18	15,722.03	15,753.95	15,802.54
	不燃ごみ	t/年	1,570.28	1,368.44	1,154.92	1,073.18	999.79	941.98	945.48	867.10	844.10	901.97
	粗大ごみ	t/年	240.42	186.42	193.98	191.92	196.85	179.57	175.84	177.23	181.73	198.28
	有害・危険ごみ	t/年	12.82	13.92	14.11	10.26	11.87	13.50	14.42	13.36	14.68	15.40
	乾電池	t/年	12.82	13.92	14.11	10.26	11.87	13.50	14.42	13.36	14.68	15.40
	蛍光灯・電球、体温計	t/年	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	資源	t/年	4,325.34	4,134.67	3,789.80	3,568.82	3,478.70	3,274.32	3,143.78	2,831.80	2,722.51	2,770.26
	びん	t/年	530.92	527.80	517.45	506.88	508.06	498.12	507.06	485.23	472.52	457.75
	缶	t/年	292.34	274.27	264.34	254.79	248.86	244.24	236.71	224.02	221.10	216.40
	ペットボトル	t/年	201.25	206.31	192.93	195.05	202.74	193.23	195.04	198.77	200.04	212.72
	プラスチック製容器包装	t/年	997.68	942.41	1,050.39	746.88	694.10	662.47	681.24	646.11	696.77	526.84
	食品トレイ	t/年	16.41	15.46	15.13	14.61	14.52	14.67	14.48	13.47	14.58	14.17
	古紙類	t/年	2,129.56	2,009.95	1,584.19	1,702.35	1,671.01	1,531.39	1,387.84	1,158.06	1,022.70	1,223.96
	ダンボール	t/年	391.56	397.79	373.29	348.73	336.95	302.57	278.95	252.10	232.19	297.54
	新聞	t/年	931.34	888.03	652.33	762.42	772.69	734.03	658.79	533.38	463.00	520.94
	雑誌	t/年	781.02	699.85	534.71	569.11	537.57	473.29	425.24	348.11	304.68	379.42
	牛乳パック	t/年	25.64	24.28	23.86	22.09	23.80	21.50	24.86	24.47	22.83	26.06
	古布類	t/年	157.18	158.47	165.37	148.26	139.41	130.20	117.56	103.53	90.18	109.21
	小型家電	t/年	－	－	－	－	－	－	3.85	2.61	4.62	9.14
	羽毛ふとん	t/年	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0.07
	事業系ごみ	t/年	6,522.89	4,674.60	4,881.36	5,131.49	5,291.76	5,311.92	5,318.55	4,961.03	4,829.43	4,916.57
	可燃ごみ	t/年	5,853.56	4,028.85	4,188.66	4,290.73	4,323.65	4,181.15	4,323.10	4,273.41	4,278.58	4,295.05
	生ごみ（鴨田エコパーク）	t/年	669.33	645.75	692.70	840.76	968.11	1,130.77	995.45	687.62	550.85	621.52
	集団回収	t/年	1,690.86	1,643.14	1,645.48	1,504.49	1,435.47	1,370.22	1,319.02	1,205.54	1,153.29	1,039.24
	古紙類	t/年	1,608.08	1,568.18	1,572.25	1,443.48	1,378.94	1,317.90	1,270.55	1,163.56	1,111.66	1,001.27
	ダンボール	t/年	267.54	263.51	289.35	271.18	272.83	267.28	270.43	262.15	269.97	261.41
	新聞	t/年	916.37	913.51	881.17	806.14	763.72	743.37	697.84	623.46	578.54	492.57
	雑誌	t/年	417.26	382.08	392.61	356.60	332.66	296.98	292.58	267.98	253.17	237.09
	牛乳パック	t/年	6.91	9.08	9.12	9.56	9.73	10.27	9.70	9.97	9.98	10.20
	古布類	t/年	82.78	74.96	73.23	61.01	56.53	52.32	48.47	41.98	41.63	37.97
中間処理	中間処理量（焼却・破砕）	t/年	22,987.63	20,798.24	21,206.69	21,440.13	21,508.14	21,149.92	21,400.60	21,039.77	21,058.36	21,197.84
	可燃ごみ量	t/年	21,176.93	19,243.38	19,857.79	20,175.03	20,311.50	20,028.37	20,279.28	19,995.44	20,032.53	20,097.59
	不燃・粗大ごみ量	t/年	1,810.70	1,554.86	1,348.90	1,265.10	1,196.64	1,121.55	1,121.32	1,044.33	1,025.83	1,100.25
資源化	総資源化量	t/年	6,919.93	6,423.56	6,127.98	5,914.07	5,882.28	5,775.31	5,458.25	4,724.96	4,426.65	4,431.02
	資源量（生活系）	t/年	4,325.34	4,134.67	3,789.80	3,568.82	3,478.70	3,274.32	3,143.78	2,831.80	2,722.51	2,770.26
	資源量（事業系）	t/年	669.33	645.75	692.70	840.76	968.11	1,130.77	995.45	687.62	550.85	621.52
	集団回収量	t/年	1,690.86	1,643.14	1,645.48	1,504.49	1,435.47	1,370.22	1,319.02	1,205.54	1,153.29	1,039.24
	中間処理後資源化量	t/年	234.40	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	リサイクル率	%	23.3	23.6	22.4	21.6	21.5	21.4	20.3	18.3	17.4	17.3
最終処分	最終処分量	t/年	3,814.95	2,851.00	2,756.59	3,250.56	3,068.26	3,035.47	2,867.88	2,986.17	2,983.44	2,997.35
	中間処理後最終処分量	t/年	3,814.95	2,851.00	2,756.59	3,250.56	3,068.26	3,035.47	2,867.88	2,986.17	2,983.44	2,997.35
	最終処分率	%	13.6	11.1	10.7	12.6	11.8	11.9	11.2	12.2	12.3	12.2

ア　ごみ総排出量

1 人 1 日あたりごみ総排出量は、平成 22（2010）年度に事業系ごみが大きく減少したことと、資源及び集団回収の量が減少したことにより、過去 10 年間で 182g 削減し、減少傾向で推移しています。

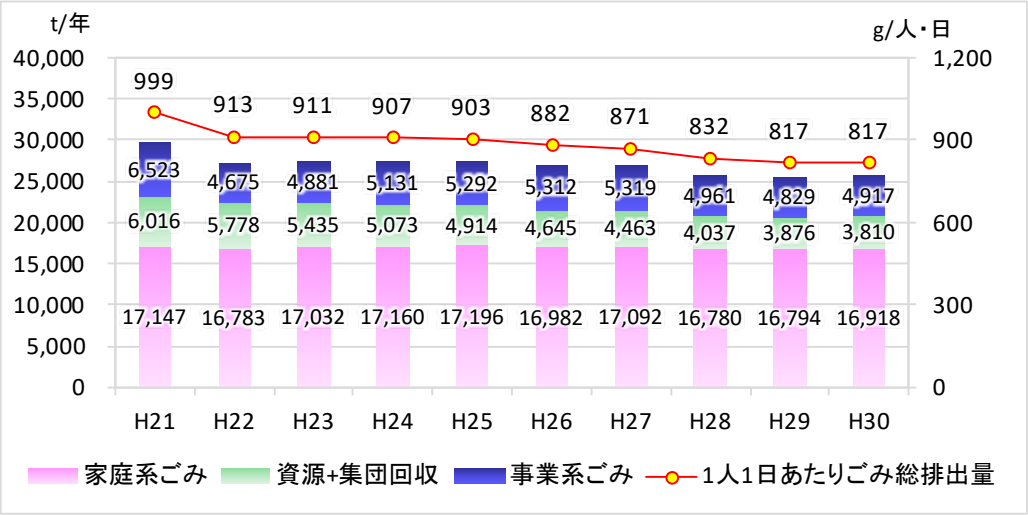

図 4-3　ごみ総排出量の推移

イ　生活系ごみ排出量

家庭から出る資源以外の処理・処分を必要とする 1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量は、過去 10 年間で 38g 削減できました。

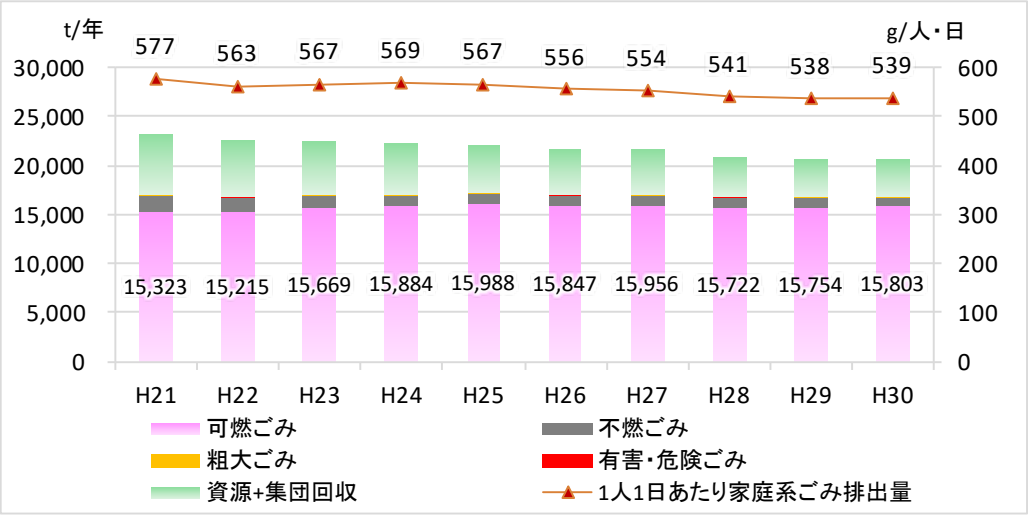

図 4-4　生活系ごみ排出量の推移

ウ　事業系ごみ排出量

事業所から排出される可燃ごみの量は、平成 22（2010）年度に北名古屋衛生組合環境美化センター廃止に伴い、処理手数料を改めたことで事業者によるリサイクルが進み、約 3 分の 2 へ減少しましたが、その後は増加傾向が続いています。

鴨田エコパークに搬入される事業系生ごみは、年変動が大きくなっています。

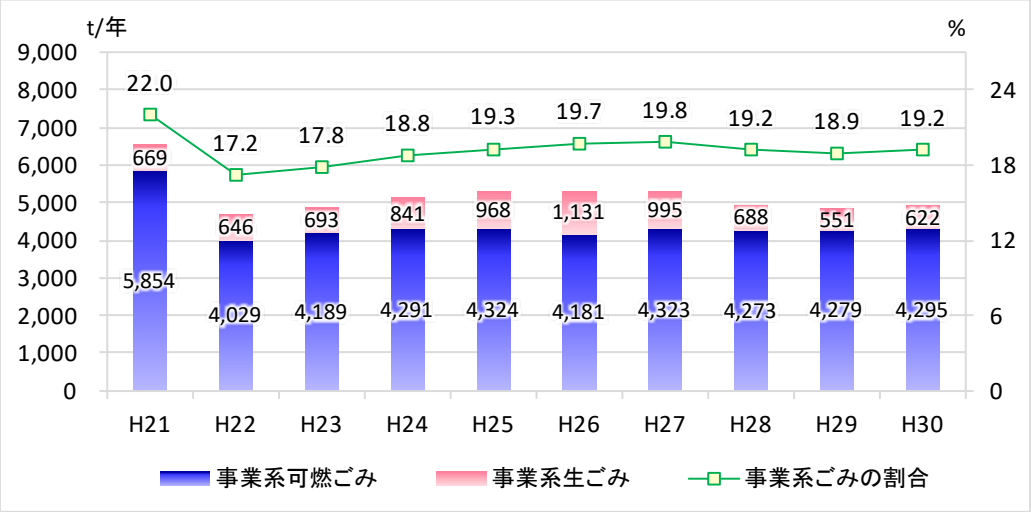

図 4-5　事業系ごみ排出量の推移

エ　資源化量・リサイクル率

当市による資源回収及び集団回収により集められた資源のいずれも減少していることから、過去 10 年間の資源化量及びリサイクル率は減少しています。

なお、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは、平成 22（2010）年度以降名古屋市のごみ処理施設で処理を行っていますが、中間処理後の資源化に北名古屋市が関わっていないため、資源化量の把握は行っていません。

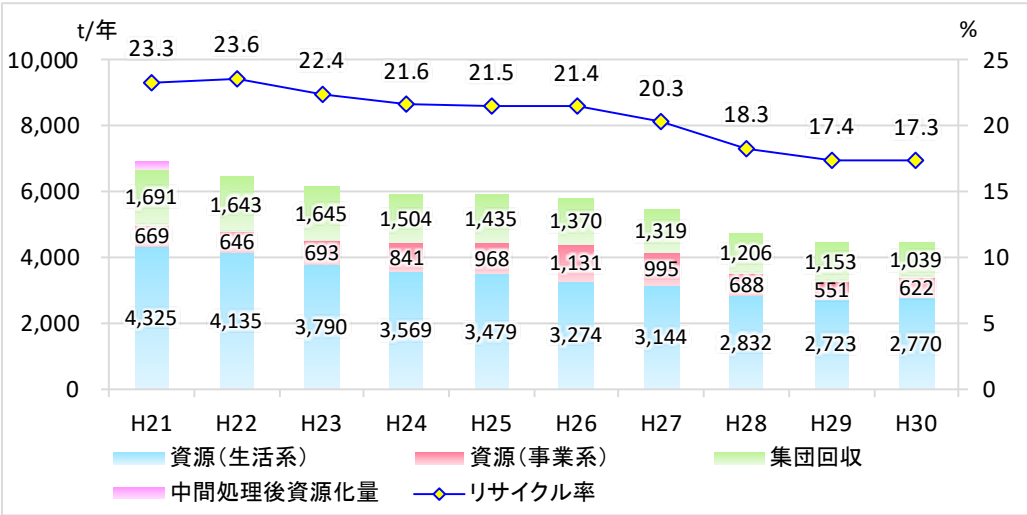

図 4-6　資源化量・リサイクル率の推移

オ　最終処分量・最終処分率

最終処分量、最終処分率の推移は、図 4-7 に示すとおりです。

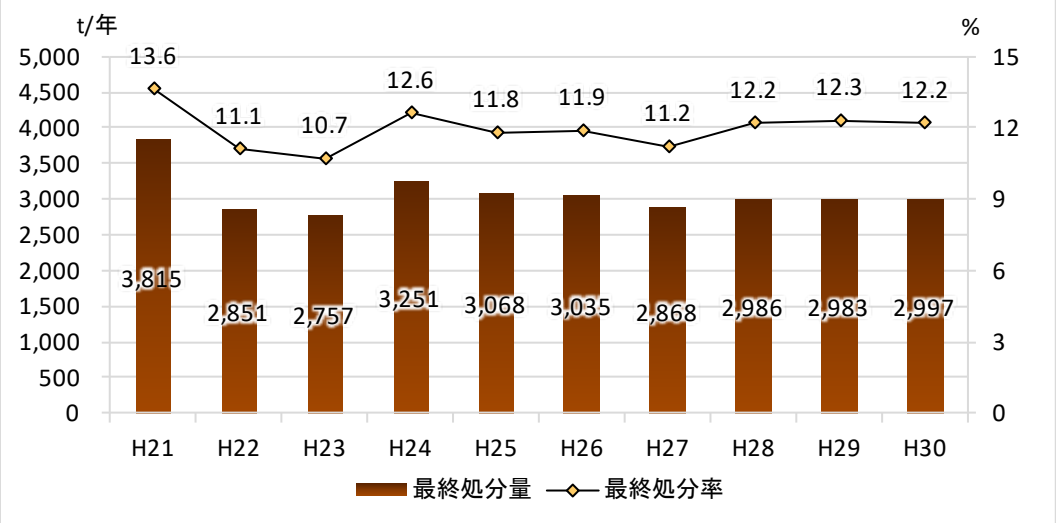

図 4-7　最終処分量の推移

藤岡最終処分場

（3）アンケート調査結果

一般廃棄物処理基本計画の改定にあたり、住民満足度を把握するとともに、ごみ出しの状況やごみに対する考え方を把握し、計画策定のための資料とすることを目的にして、アンケート調査を実施しました。

① 調査の概要

調査の概要は、表 4-6 に示すとおりです。

表 4-6　アンケート調査の概要

項目	内容
調査対象	住民基本台帳から 18 歳以上 2,000 件を無作為に抽出
調査方法	郵送による送付・回収、無記名式
実施期間	令和元（2019）年 7 月 26 日（送付日）～8 月 7 日（調査票回収期限）
回収状況	回収数：783 通、回収率：39.5%、標本誤差：3.4%

② 調査結果（抜粋）

資源の分別はしていますか？との問いに対して、食品トレイの分別をしていない割合が 3 割ほど認められ、その理由として汚れを取ることが手間であるとの回答が最も多い状況でした。

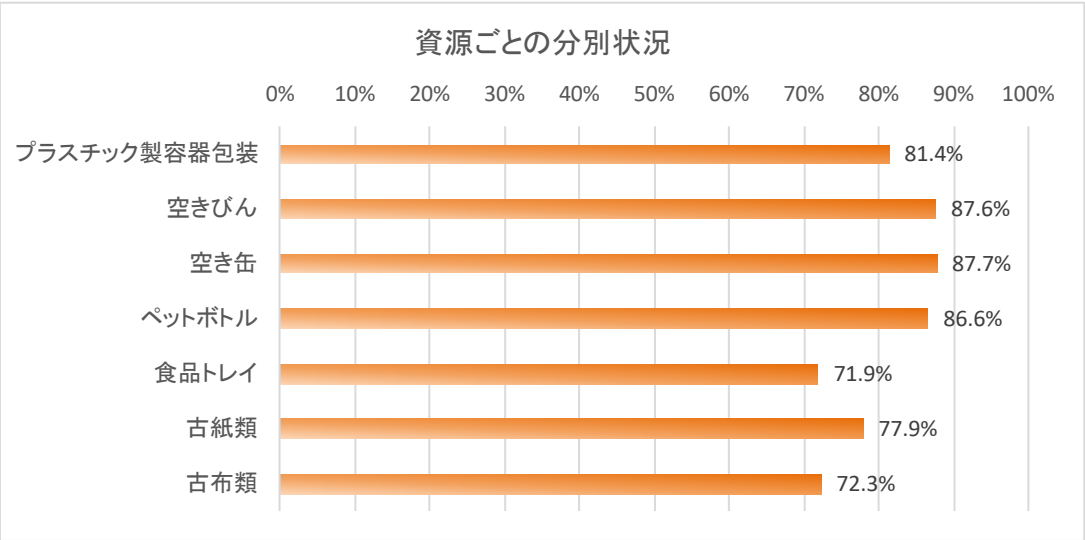

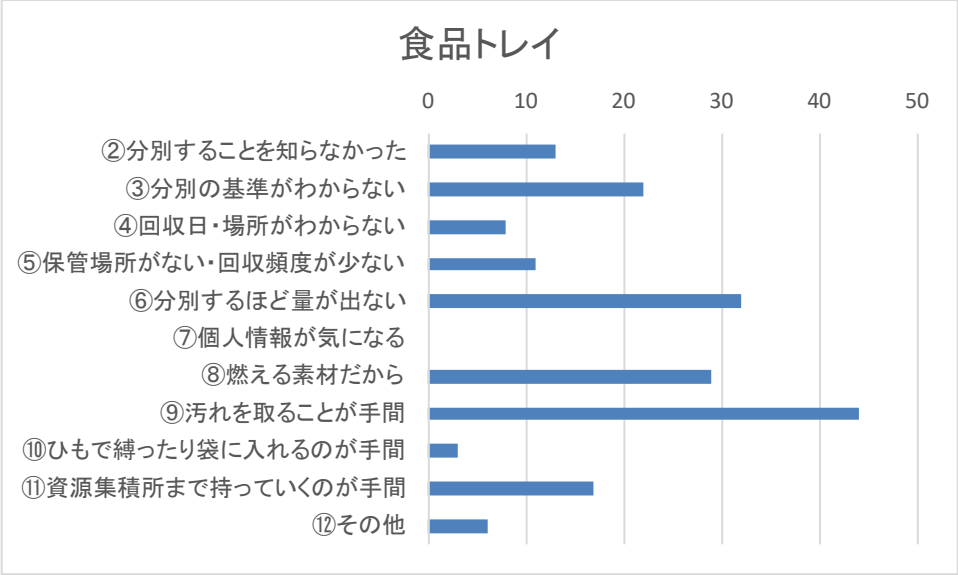

その他、自由記載の意見として、「分別方法について」、「ルール・マナーについて」、「カラス・猫などの被害」、「粗大ごみについて」及び「資源回収場所が近くにない。空いている時間に出しに行けない」などが挙げられています。

③ 住民満足度

『市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針』に示された調査項目についてアンケート調査を実施し、住民満足度を算出しました。

調査の結果住民満足度は「3.9 点」となり、平均点 3 点を大きく上回りましたが、3R への取組、情報公開に関する認知度が低いことから、住民にとってより一層わかりやすい情報の提供方法を検討する必要があります。

表 4-7　アンケート調査項目

項目	設問
収集	ごみの収集（収集回数や分別区分など）に関して満足していますか？
取組	北名古屋市の 3R への取組に満足していますか？
情報公開	ごみ処理や 3R の情報提供に満足していますか？
清潔さ	街の清潔さに関して、あなたはどの程度満足していますか？

2．現状施策におけるごみ発生量の見込み

今後、ごみ処理において新たな施策を行わず、現行の施策を保持した場合のごみ発生量の見込みは、以下に示すとおりです。

（1）ごみ総排出量

ごみ総排出量の見込みは、図 4-8 に示すとおりです。

平成 21（2009）年度に 999g あった 1 人 1 日あたりごみ総排出量は、令和 16（2034）年度に 741g まで減少する見込みです。

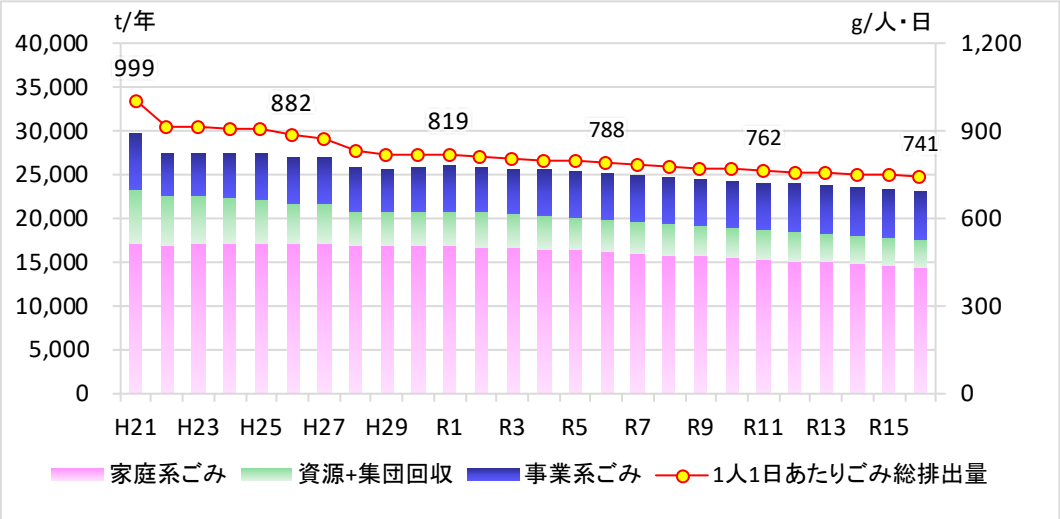

図 4-8　ごみ総排出量の見込み

（2）生活系ごみ排出量

生活系ごみ排出量の見込みは、図 4-9 に示すとおりです。

令和 16（2034）年度の 1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量は、465g まで減少する見込みです。

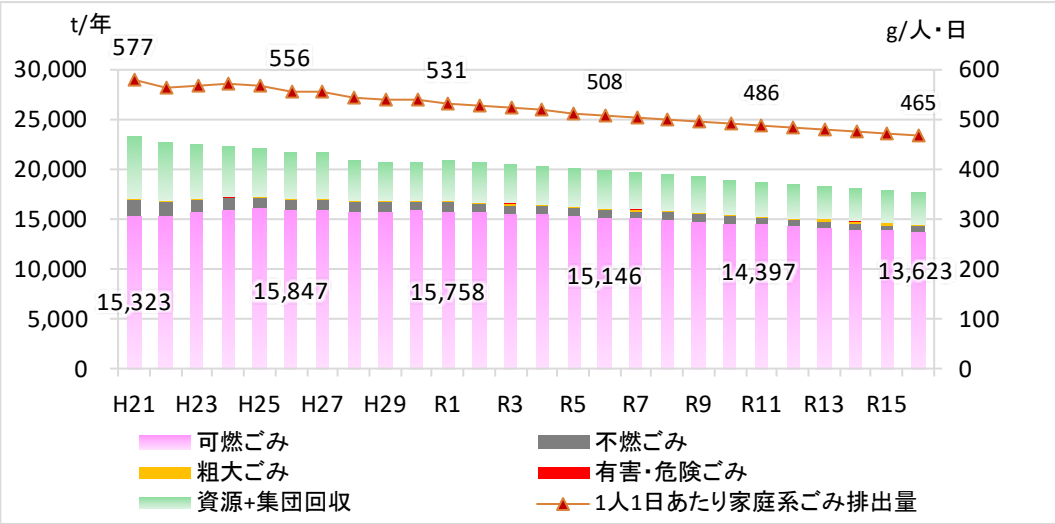

図 4-9　生活系ごみ排出量の見込み

（３）事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の見込みは、図 4-10 に示すとおりです。

事業系可燃ごみ、事業系生ごみのいずれも横ばいで推移する見込みです。

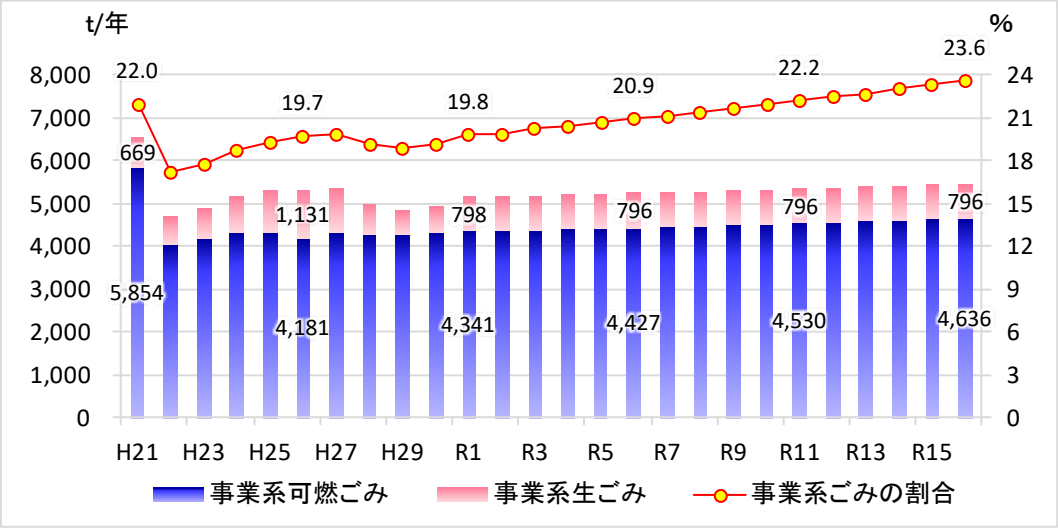

図 4-10　事業系ごみ排出量の見込み

（４）資源化量・リサイクル率

資源化量及びリサイクル率の見込みは、図 4-11 に示すとおりです。

資源回収及び集団回収により集められる古紙類が減少する状況のため、それに伴い資源化量及びリサイクル率も減少していくものと見込まれます。

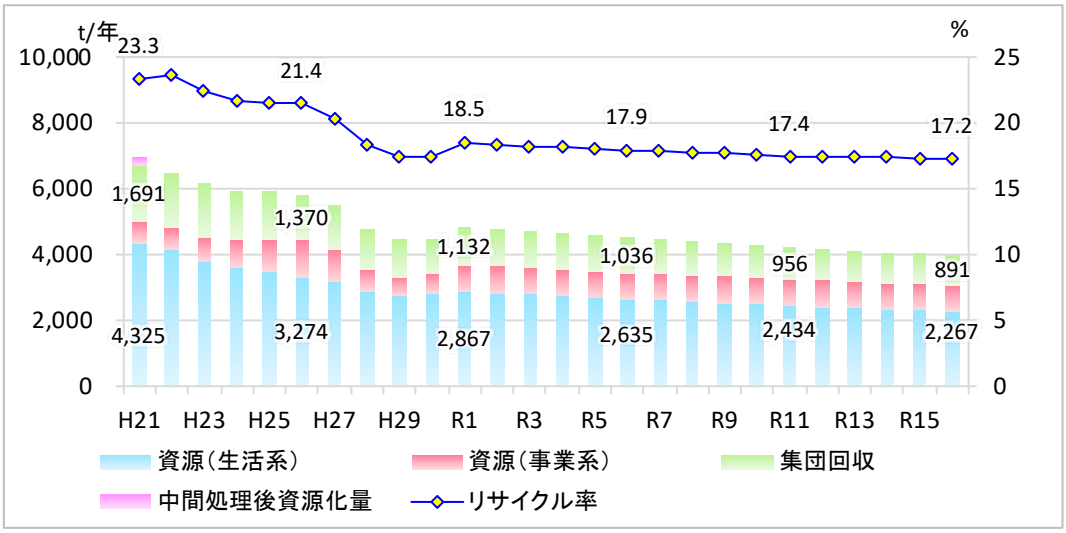

図 4-11　資源化量・リサイクル率の見込み

（５）最終処分量・最終処分率

最終処分量及び最終処分率の見込みは、図 4-12 に示すとおりです。

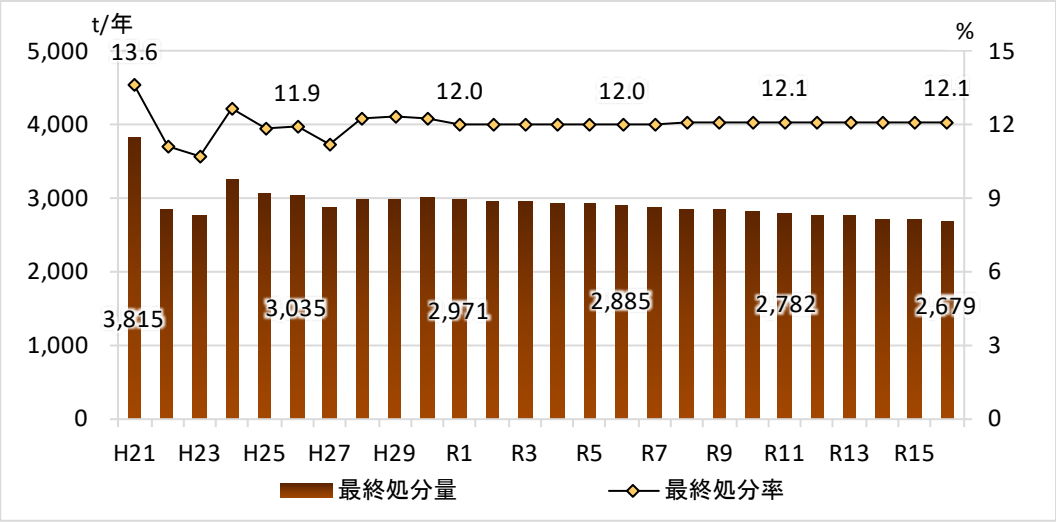

図 4-12　最終処分量・最終処分率の見込み

３．ごみ処理の課題

ごみ処理の現状から抽出した課題と取組の方向性は、図 4-13 に示すとおりです。

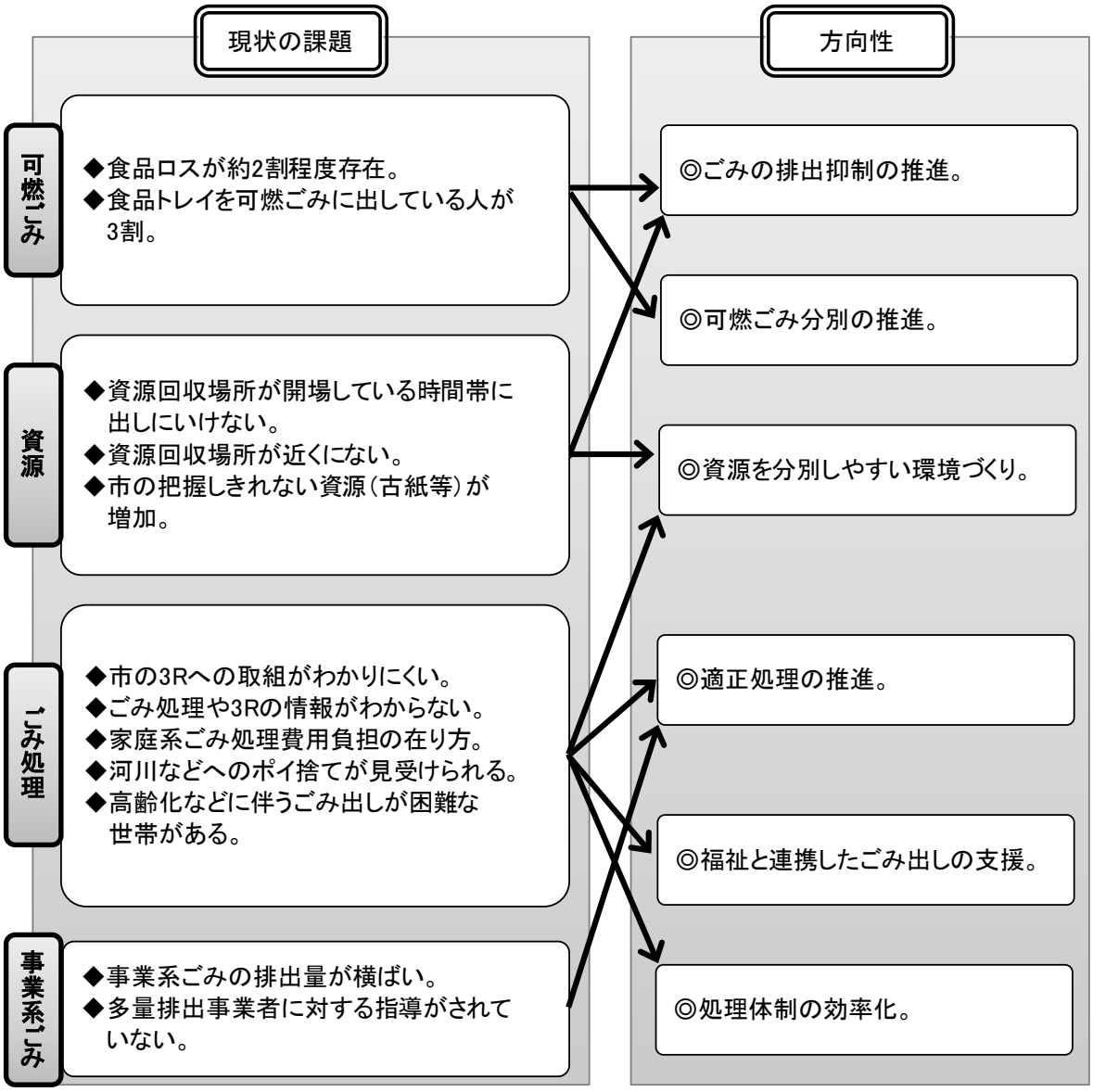

図 4-13　ごみ処理の課題と方向性

４．ごみ処理基本計画

（１）将来像・基本方針

当市では環境基本計画において、「「環境共生都市」～健康で快適なまちをつくろう～」を次世代に向けた将来像として定めています。

本計画においてもこれを踏まえて、ごみ処理の将来像を以下のとおりとします。

≪ごみ処理の将来像≫

循環型社会を実現し、環境にやさしく快適に暮らせるまち

≪基本方針≫

私たちの生存、経済そして社会は地球なしには成立しません。

私たちが取るべき道は、大量生産・大量消費型の技術・システム・制度から、できるだけ少ない資源で全ての人が必要とする食糧や物を生産し大切に利用することで豊かさを生み出せるような、資源生産性の高い循環型社会を構築することです。

国においては、「循環型社会形成推進基本法」（平成 12（2000）年 6 月施行）に基づき、循環型社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成 30（2018）年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。この計画では、第三次計画に掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組を引き続き中核的な事項として重視しつつ、更に「持続可能な社会づくりとの総合的取組」について将来像を描き、数値目標と実施すべき取組を具体的に記載しています。

当市においても、総合計画における分野別まちづくり方針のうち、「環境にやさしいうるおいのあるまちづくり」を構築していくという市民・事業者・市の共通目標を確認し、循環型社会システムを実現するため、以下の基本的原則を設けます。

【廃棄物処理の優先順位】

① できる限り廃棄物を出さない。（発生抑制：Reduce）
② 同じ形状のまま再使用する。（再使用：Reuse）
③ 物質として再資源化し、再生品を優先利用する。（再生利用：Recycle）
④ エネルギーを回収して利用する。（熱回収：Thermal Recycle）
⑤ やむを得ず排出される廃棄物は適正に処理する。（適正処理）

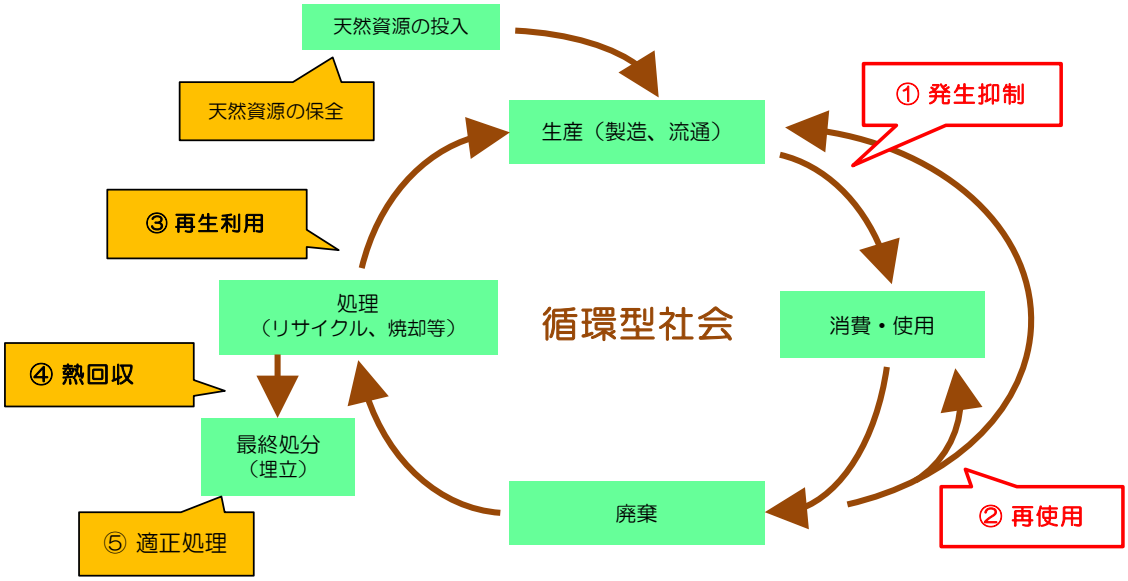

図 4-14　循環型社会のイメージ

（２）数値目標

令和 16（2034）年度における数値目標は、「1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量」と「事業系ごみ排出量」とします。

1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量を令和 16（2034）年度に　４４０g/人・日とします。

事業系ごみ排出量を令和 16（2034）年度に　１０．８ t/日とします。

目標値は、当市の現状に合わせ国の目標値の削減率に準拠し、設定しました。

＜家庭系ごみ＞

区分	実績（g/人・日）	目標（g/人・日）			2010年度に対する2020年度の削減率	2020年度に対する2025年度の削減率
	2010年度（平成22年度）	2020年度（令和2年度）	2025年度（令和7年度）	2034年度（令和16年度）		
国	540	500	440	－	8%削減	12%削減
北名古屋市	563	518	456	440		
削減率	(100%)	(92%)	－	－		
	－	(100%)	(88%)	(85%)		

＜事業系ごみ＞

区分	実績	目標			2010年度に対する2020年度の削減率	2020年度に対する2025年度の削減率
	2010年度（平成22年度）	2020年度（令和2年度）	2025年度（令和7年度）	2034年度（令和16年度）		
国(万t/年)	1,297	1,170	1,100	－	10%削減	6%削減
北名古屋市(t/日)	12.8	11.5	10.8	10.8		
削減率	(100%)	(90%)	－	－		
	－	(100%)	(94%)	(94%)		

（3）施策の体系

前述した目標を達成するために取り組む 3 つの施策と 15 の取組は、以下に示すとおりです。

表 4-8　施策一覧

施策・取組		基本方針		
		排出抑制	資源化	適正処理
施策１　ごみの発生抑制				
【新規】1-1	家庭系可燃ごみの食品ロス削減	○		
1-2	多量排出事業者への減量・資源化指導	○	○	
1-3	家庭系ごみの適正な手数料負担の検討	○		
1-4	生ごみ堆肥化の推進	○	○	
1-5	集団回収の支援	○	○	
施策２　広報・啓発				
2-1	広報ツールの充実	○	○	○
2-2	市民参加型のイベントへの支援・協力	○	○	○
2-3	ごみの発生・排出抑制、リサイクル意識の普及啓発	○	○	○
2-4	環境学習の推進	○	○	○
2-5	事業者に対しての広報啓発・指導	○	○	○
施策３　適正処理等の推進				
3-1	市民・事業者・市の協働			○
3-2	拠点回収の拡充			○
3-3	不法投棄対策の強化			○
【新規】3-4	高齢者等ごみ出しサポートの検討		○	○
3-5	資源回収の推進		○	○

（4）取組内容

3 つの施策に基づく 15 の取組内容は、以下に示すとおりです。

表 4-9（1）　取組内容

No.	取組	内容
施策 1　ごみの発生抑制		
【新規】1-1	家庭系可燃ごみの食品ロス削減	食品ロス削減を推進するため、調査や削減手法の検討を行います。
1-2	多量排出事業者への減量・資源化指導	多量に一般廃棄物を排出する事業者に対し、減量化計画の作成指導を行います。
1-3	家庭系ごみの適正な手数料負担の検討	さらなるごみ減量に向けて、適正な処理料金の導入を検討します。
1-4	生ごみ堆肥化の推進	生ごみ処理機等の購入費補助金制度を継続します。
1-5	集団回収の支援	資源回収の活性化及び再資源化を推進するため、公共施設等の場所の提供、補助金制度を継続します。
施策 2　広報・啓発		
2-1	広報ツールの充実	広報誌やホームページへの掲載など、広報ツールの充実を図ります。
2-2	市民参加型のイベントへの支援・協力	フリーマーケット及びごみや資源に対する理解を深める市民参加型のイベントに対して場所の提供などの協力を行います。 イベント開催時に、ごみの減量・リサイクルの広報啓発、情報提供の充実を図ります。

表 4-9（2）　取組内容

No.	取組	内容
施策 2　広報・啓発		
2-3	ごみの発生・排出抑制、リサイクル意識の普及啓発	ごみの発生・排出抑制を図るとともに、市民及び事業者のライフスタイルの変革、リサイクル意識の普及・広報啓発の充実を図ります。
2-4	環境学習の推進	循環型社会の形成を目指した環境学習を推進します。ごみ問題の解決には、青少年の段階から環境に配慮する意識を定着させることが重要であるため、充実を図ります。
2-5	事業者に対しての広報啓発・指導	事業者に対し、ごみの分別の徹底、減量・リサイクルの広報啓発・指導を行います。
施策 3　適正処理等の推進		
3-1	市民・事業者・市の協働	市民、事業者及び市は、協働、連携し、ごみ減量施策に取組みます。
3-2	拠点回収の拡充	資源回収の拠点として市民が日常的に利用できるよう常設資源集積所の整備や効率的な運用方法を検討します。
3-3	不法投棄対策の強化	不法投棄やポイ捨てが多い場所等に対し重点的なパトロールの実施や、監視カメラの設置などを行い、不法投棄やポイ捨てをさせない環境づくりを進めます。
【新規】 3-4	高齢者等ごみ出しサポートの検討	高齢者世帯や障がい者世帯等でごみ出しが困難な世帯に対するごみ出しサポートの方策を検討していきます。
3-5	資源回収の推進	分別収集の徹底を図り、資源回収を推進します。

（5）施策のスケジュール

施策のスケジュールは、表 4-10 に示すとおりです。

表 4-10　施策のスケジュール

No.	取組	年度														
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
1-1	家庭系可燃ごみの食品ロス削減	検討	→	→	→	実施	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
1-2	多量排出事業者への減量・資源化指導	←	←	←	←	←	←	継続実施			→	→	→	→	→	→
1-3	家庭系ごみの適正な手数料負担の検討	検討	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
1-4	生ごみ堆肥化の推進	←	←	←	←	←	←	継続実施			→	→	→	→	→	→
1-5	集団回収の支援	←	←	←	←	←	←	継続実施			→	→	→	→	→	→
2-1	広報ツールの充実	←	←	←	←	←	←	継続実施			→	→	→	→	→	→
2-2	市民参加型のイベントへの支援・協力	←	←	←	←	←	←	継続実施			→	→	→	→	→	→
2-3	ごみの発生・排出抑制、リサイクル意識の普及啓発	←	←	←	←	←	←	継続実施			→	→	→	→	→	→
2-4	環境学習の推進	←	←	←	←	←	←	継続実施			→	→	→	→	→	→
2-5	事業者に対しての広報啓発・指導	←	←	←	←	←	←	継続実施			→	→	→	→	→	→
3-1	市民・事業者・市の協働	←	←	←	←	←	←	継続実施			→	→	→	→	→	→
3-2	拠点回収の拡充	←	←	←	←	←	←	継続実施			→	→	→	→	→	→
3-3	不法投棄対策の強化	←	←	←	←	←	←	継続実施			→	→	→	→	→	→
3-4	高齢者等ごみ出しサポートの検討	検討	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
3-5	資源回収の推進	←	←	←	←	←	←	継続実施			→	→	→	→	→	→

５．ごみ排出量及び処理量の見込み

（１）人口及びごみ排出量の将来予測

①　人口推計

人口の将来予測は、北名古屋市第 2 次総合計画（平成 30（2018）年 3 月）に示された人口の見通しを採用しました。

使用する将来人口は、表 4-11 及び図 4-15 に示すとおりです。

表 4-11　将来人口の推計結果

項目	和暦	西暦	人口	備考
実績	平成 21 年	2009 年	81,411 人	10 月 1 日
	平成 25 年	2013 年	83,163 人	
	平成 30 年	2018 年	85,982 人	
推計	令和元年	2019 年	86,543 人	計算値
	令和 2 年	2020 年	87,103 人	総合計画
	令和 3 年	2021 年	87,080 人	計算値
	令和 4 年	2022 年	87,057 人	
	令和 5 年	2023 年	87,034 人	
	令和 6 年	2024 年	87,011 人	
	令和 7 年	2025 年	86,988 人	総合計画
	令和 8 年	2026 年	86,810 人	計算値
	令和 9 年	2027 年	86,631 人	
	令和 10 年	2028 年	86,453 人	
	令和 11 年	2029 年	86,274 人	
	令和 12 年	2030 年	86,096 人	総合計画
	令和 13 年	2031 年	85,863 人	計算値
	令和 14 年	2032 年	85,629 人	
	令和 15 年	2033 年	85,396 人	
	令和 16 年	2034 年	85,162 人	

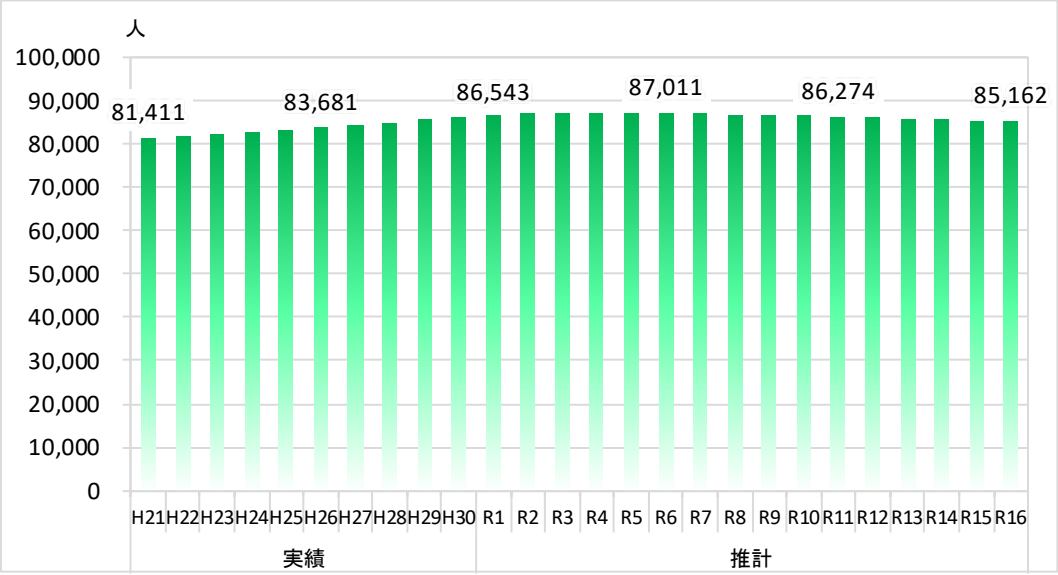

図 4-15　将来人口の推計結果

② ごみ総排出量の将来予測

本計画に記載した施策実施後のごみ総排出量の見込みは、図 4-16 に示すとおりです。

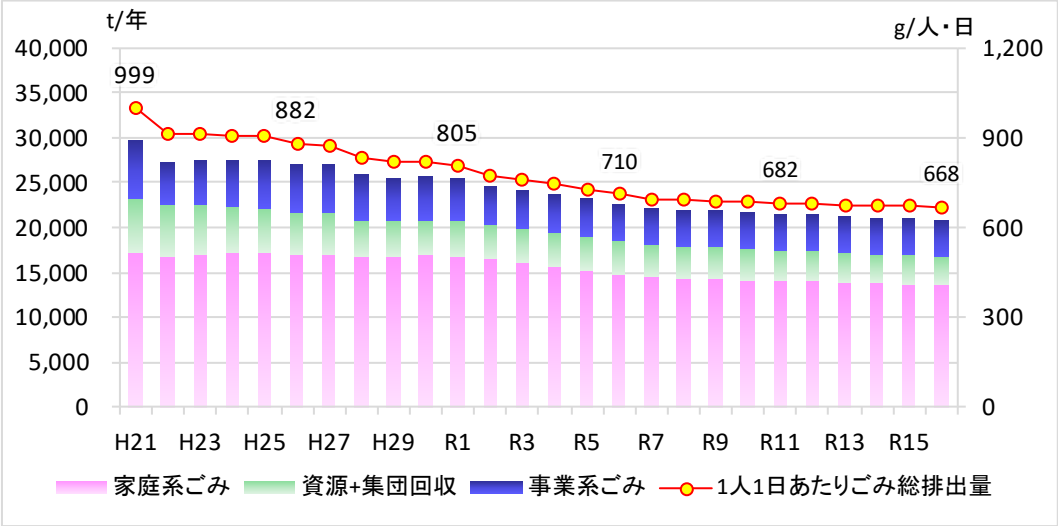

図 4-16　ごみ総排出量の見込み（施策実施後）

③　資源化量・リサイクル率の将来予測

本計画に記載した施策実施後の資源化量及びリサイクル率の見込みは、図 4-17 に示すとおりです。

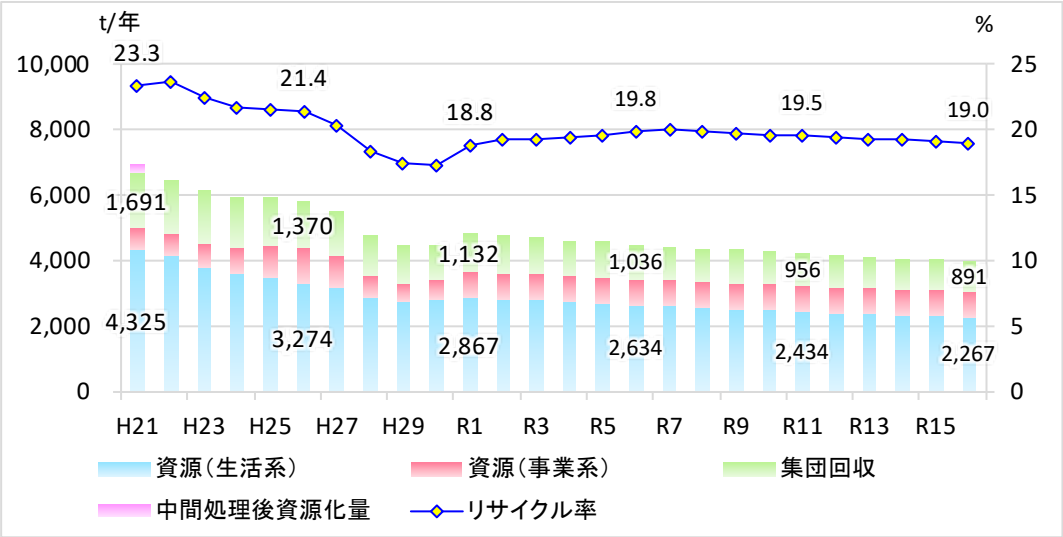

図 4-17　資源化量・リサイクル率の見込み（施策実施後）

④　最終処分量・最終処分率の将来予測

本計画に記載した施策実施後の最終処分量及び最終処分率の見込みは、図 4-18 に示すとおりです。

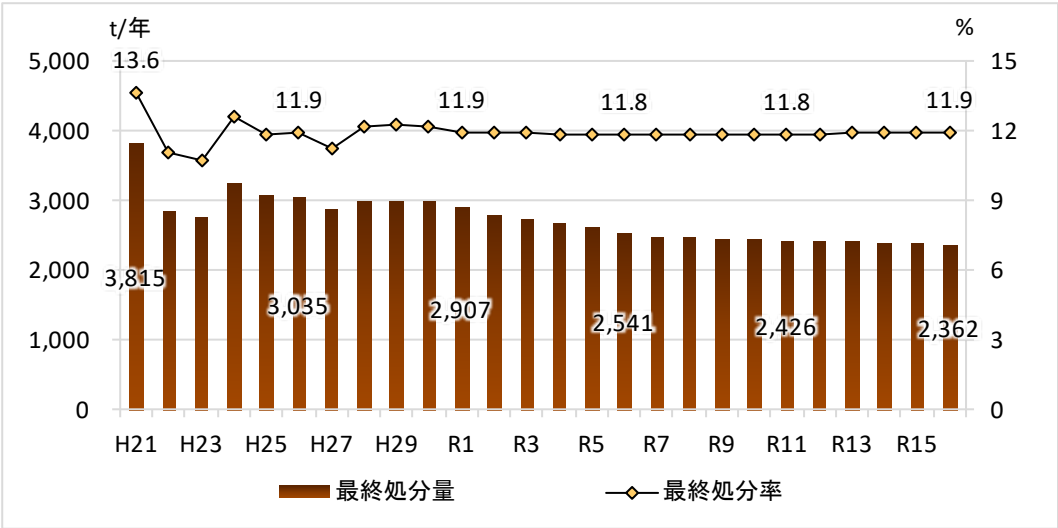

図 4-18　最終処分量・最終処分率の見込み（施策実施後）

（２）ごみ処理に関する基本的事項

①　ごみ処理フロー

目標年度（令和 16（2034）年度）におけるごみ処理フローは図 4-19 に示すとおり、現処理体制を継続します。

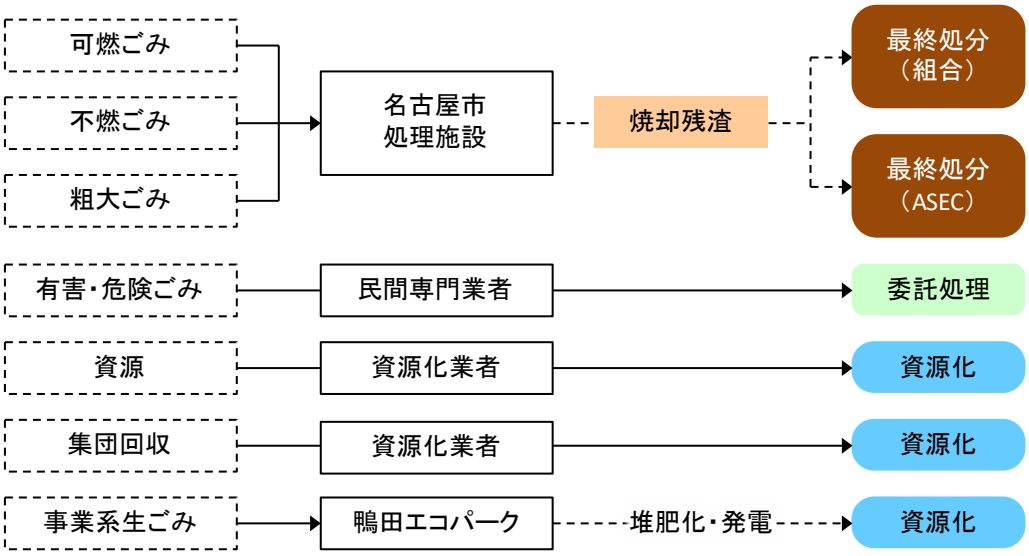

図 4-19　目標年度（令和 16（2034）年度）におけるごみ処理フロー

② 収集・運搬計画

令和 16（2034）年度における生活系ごみの収集・運搬体制は、表 4-12 に示すとおりです。

生活系ごみの収集は直営と委託業者で行うこととします。

なお、今後、当市が迎える高齢化社会に向けた課題への対応として、直営による高齢者等ごみ出しサポートや、事業系ごみの多量排出事業者への減量・資源化指導についての関与を検討します。

また、事業系ごみの収集・運搬は、今後も許可業者による収集とします。

表 4-12　収集・運搬体制（令和 16（2034）年度）

分別項目		収集形態	収集方法	収集回数
家庭系ごみ	可燃ごみ	直営・委託	路線収集	週 2 回
	不燃ごみ		路線収集	月 2 回
	粗大ごみ	直営	戸別収集	随時
	乾電池		拠点収集	
	ライター		拠点収集	
	蛍光灯・体温計		拠点収集	
資源	びん	委託	ステーション回収	月 2 回
	缶		ステーション回収	
	ペットボトル		ステーション回収	
	プラスチック製容器包装		路線回収	週 1 回
	食品トレイ		ステーション回収	月 2 回
	古紙類		ステーション回収	
	古布類		ステーション回収	
	紙パック		ステーション回収	
	羽毛ふとん	直営	拠点回収	随時
	小型家電		拠点回収	

③　中間処理計画

令和 16（2034）年度における中間処理体制は、表 4-13 に示すとおりです。

表 4-13　中間処理体制（令和 16（2034）年度）

<table>
<tr><th colspan="2">分別項目</th><th>処理施設</th><th>処理方法</th></tr>
<tr><td colspan="2">可燃ごみ</td><td rowspan="4">名古屋市</td><td>焼却（溶融）処理</td></tr>
<tr><td colspan="2">不燃ごみ</td><td rowspan="3">破砕処理後選別し、焼却（溶融）処理、資源化</td></tr>
<tr><td colspan="2">粗大ごみ</td></tr>
<tr><td colspan="2">ライター</td><td>直営職員により破砕処理後、委託業者により処理</td></tr>
<tr><td colspan="2">乾電池</td><td rowspan="11">委託業者</td><td rowspan="2">一時保管し、委託業者により資源化</td></tr>
<tr><td colspan="2">蛍光灯・体温計</td></tr>
<tr><td rowspan="9">資源</td><td>びん</td><td rowspan="9">委託業者により資源化</td></tr>
<tr><td>缶</td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td></tr>
<tr><td>プラスチック製容器包装</td></tr>
<tr><td>食品トレイ</td></tr>
<tr><td>古紙類</td></tr>
<tr><td>古布類</td></tr>
<tr><td>紙パック</td></tr>
<tr><td>羽毛ふとん</td></tr>
<tr><td>小型家電</td></tr>
</table>

④　最終処分計画

令和 16（2034）年度における最終処分は、現状と同様に名古屋市ごみ処理施設で委託処理を行った中間処理後の焼却残渣を、北名古屋衛生組合の所有する藤岡最終処分場及び公益財団法人愛知臨海環境整備センターの最終処分場で埋立処分を行います。

なお、藤岡最終処分場の管理・運営は、現状どおり北名古屋衛生組合が主体となって行います。

⑤　災害廃棄物処理計画

災害時の廃棄物対策は、別途定める「北名古屋市災害廃棄物処理計画」に示すとおりとします。

第５章　生活排水処理基本計画

１．生活排水処理の沿革

生活排水処理に係る処理施設には、集合処理施設（下水道、農業集落排水施設等）及び個別処理施設（浄化槽等）があります。

当市の下水道は、新川流域関連公共下水道として整備しています。新川流域下水道には新川東部処理区と新川西部処理区があり、その対象市町の１つとして公共下水道を整備しています。新川東部処理区は、当市と豊山町の１市１町で構成されています。新川東部浄化センターは九之坪地区と二子地区の境にあり、平成 20（2008）年 3 月 31 日から利用可能となりました。新川西部処理区は当市と清須市の 2 市で構成されています。新川西部浄化センターは清須市内にあり、平成 25（2013）年 3 月 31 日から利用可能となりました。

下水道に接続するための排水設備工事には、トイレの水洗化や浄化槽の処理など多額の費用が必要となるため、水洗便所改造資金等融資あっせん及び利子補給制度を定めて、改造資金の融資あっせんとその融資に対する利子の補給を行い、接続率向上に努めています。

平成 9（1997）年 6 月に国が単独処理浄化槽の廃止対策の推進を都道府県に通知したことを受け、以降、新設時には合併処理浄化槽の設置が義務付けられました。既設の単独処理浄化槽については、平成 13（2001）年 4 月の浄化槽法改正後においても浄化槽法上の浄化槽とみなすものとされていますが、既設の単独処理浄化槽を使用するものは、原則として合併処理浄化槽への設置替えまたは構造変更に努めなければならないこととされています。当市においては、平成 18（2006）年度から平成 22（2010）年度まで合併処理浄化槽設置整備事業を進めてきましたが、下水道全体計画が定められたことから整備事業を廃止しました。

当市の浄化槽汚泥の収集・運搬については、当市が許可した業者が行っています。

２．生活排水の処理主体

当市における生活排水の処理主体は、表 5-1 に示すとおりです。

表 5-1　生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水	処理主体
流域関連公共下水道 （流域下水道に接続）	し尿、生活雑排水	北名古屋市 （流域下水道は愛知県）
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人など
単独処理浄化槽	し尿	個人など
汚泥再生処理施設	し尿、浄化槽汚泥	北名古屋衛生組合

３．生活排水の処理体系

当市における生活排水の処理体系は、図 5-1 に示すとおりです。

生活排水のうち、し尿と生活雑排水を合わせて処理をしている施設は、流域関連公共下水道と、個別処理施設として家庭や団地等の敷地内に設置した合併処理浄化槽があります。

これらの施設で処理している人口は約 80％で、残りは生活雑排水を未処理のまま河川等に排出しています。

合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽から発生した浄化槽汚泥とくみ取り便槽のし尿は、北名古屋衛生組合の汚泥再生処理施設「鴨田エコパーク」で処理され、汚泥と生ごみ（事業系一般廃棄物）の一部は、メタン発酵してバイオガスを生成し発電を行うとともに、肥料を製造し資源化を行っています。

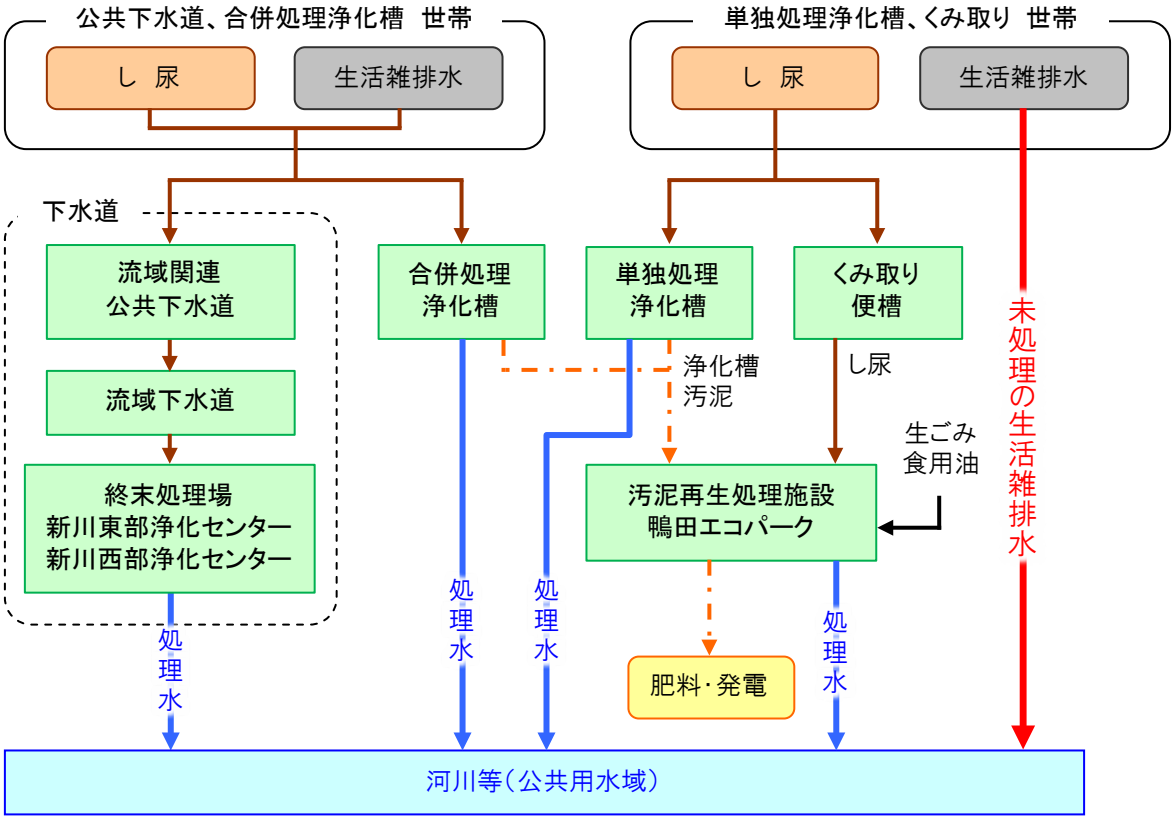

図 5-1　生活排水の処理体系

４．生活排水処理形態別人口の推移

当市における過去 10 年間の処理形態別人口の推移は、表 5-2 及び図 5-2 に示すとおりです。

公共下水道の普及に伴い、平成 30（2018）年度の生活排水処理率は約 80%まで向上しました。

表 5-2　生活排水処理形態別人口の推移

区分	単位	実績									
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
		2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
計画処理区域内人口	人	81,411	81,700	82,012	82,695	83,163	83,681	84,298	84,906	85,534	85,982
水洗化・生活雑排水処理人口	人	36,372	43,990	52,099	56,744	59,458	61,089	63,082	65,176	66,854	68,273
公共下水道人口	人	9,477	13,266	15,903	18,118	20,320	21,390	23,879	26,085	28,256	29,768
合併処理浄化槽人口	人	26,895	30,724	36,196	38,626	39,138	39,699	39,203	39,091	38,598	38,505
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	41,143	33,882	26,195	22,497	20,345	19,500	18,228	17,014	16,168	15,419
単独処理浄化槽人口	人	41,143	33,882	26,195	22,497	20,345	19,500	18,228	17,014	16,168	15,419
非水洗化人口	人	3,896	3,828	3,718	3,454	3,360	3,092	2,988	2,716	2,512	2,290
し尿人口（くみ取り）	人	3,896	3,828	3,718	3,454	3,360	3,092	2,988	2,716	2,512	2,290
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	44.7	53.8	63.5	68.6	71.5	73.0	74.8	76.8	78.2	79.4
世帯数	戸	32,360	32,583	32,839	33,284	33,793	34,414	35,005	35,478	36,002	36,389
１世帯当たりの人数	人/戸	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4

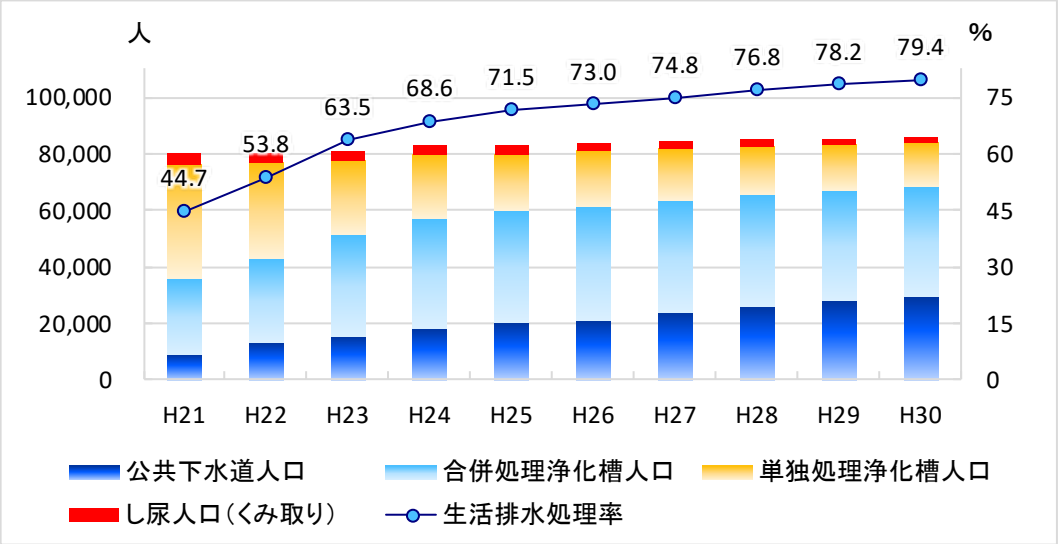

図 5-2　生活排水処理形態別人口の推移

5．し尿及び汚泥の発生状況

当市における過去 10 年間のし尿及び浄化槽汚泥発生量の推移は、表 5-3 及び図 5-3 に示すとおりです。

し尿人口及び浄化槽人口の減少に伴い、し尿及び浄化槽汚泥発生量も減少しています。

表 5-3　し尿及び浄化槽汚泥発生量の推移

区分		単位	実績									
			H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
			2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
発生量	し尿	kL/年	2,907	2,666	2,406	2,280	2,238	1,920	1,804	1,779	1,653	1,496
	浄化槽汚泥	kL/年	27,375	27,402	24,919	25,264	25,116	24,946	25,211	24,843	24,473	23,890
	合計	kL/年	30,282	30,067	27,325	27,544	27,354	26,866	27,015	26,622	26,126	25,386
	1 日平均排出量	kL/日	83.0	82.4	74.7	75.5	74.9	73.6	73.8	72.9	71.6	69.6

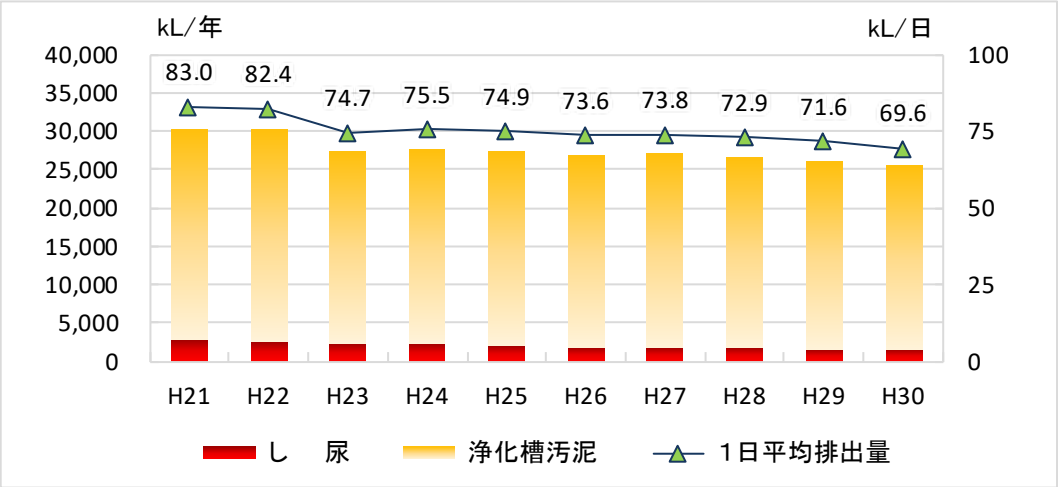

図 5-3　し尿及び浄化槽汚泥発生量の推移

6．収集・運搬

当市における収集・運搬体制は、表 5-4 に示すとおりです。

表 5-4　収集・運搬体制

区分	収集運搬	業者数	収集回数	収集方法
し尿	委託業者	2 社	随時	各戸
浄化槽汚泥	許可業者	2 社	年 1 回以上	各戸

７．生活排水処理施設

（１）下水道

当市の下水道の概要は、以下に示すとおりです。

表 5-5　下水道の概要

項目			新川東部	新川西部
計画目標年度			令和7（2025）年度	
将来行政人口(人)			83,970	
計画面積（ha）			1,332.8	46.2
計画人口（人）			76,780	1,300
家庭汚水量原単位（L/人・日）	日平均	生活	275	275
		営業	55	55
		計	330	330
	日最大		440	440
	時間最大		660	660
地下水量原単位（L/人・日）			66	66
計画汚水量（m^3/日）	日平均		37,417	575
	日最大		46,689	718
	時間最大		69,363	1,062

出典）北名古屋市汚水適正処理構想

（２）汚泥再生処理施設

当市の汚泥再生処理施設の概要は、以下に示すとおりです。

表 5-6　汚泥再生処理施設の概要

名称	北名古屋衛生組合　鴨田エコパーク
所在地	北名古屋市九之坪五反地80番地
処理能力	し尿14kL/日、浄化槽汚泥96kL/日、生ごみ7.14t/日
水処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式（浄化槽汚泥対応型）＋高度処理
資源化方式	「メタン発酵→発電」、「堆肥化→農地還元」
放流先	排水路→1級河川鴨田川
敷地面積	7,000.32m^2
供用開始	平成17（2005）年4月

８．生活排水処理の課題

当市における生活排水処理の現状を考慮し、生活排水処理事業の課題を整理すると、次のとおりです。

（１）生活排水処理率の向上

愛知県と全国の生活排水処理の実態について、「平成 29（2017）年度一般廃棄物処理実態調査」（環境省）によると、愛知県の生活排水処理率は 86.3%でした。

愛知県では下水道整備の推進による生活排水処理が進められており、生活排水処理率の向上によって、公共用水域の水質保全が図られています。

平成 29（2017）年度における当市と愛知県及び全国との生活排水処理形態別人口の比較は、表 5-7 に示すとおりです。

表 5-7　生活排水処理形態別人口比較

区分	単位	北名古屋市	愛知県	全国
計画処理区域内人口	人	85,534	7,547,124	127,718,374
水洗化・生活雑排水処理人口	人	66,854	6,511,894	110,579,691
下水道人口	人	28,256	5,525,111	95,702,906
コミュニティ・プラント	人	0	10,948	320,123
合併浄化槽人口	人	38,598	975,835	14,556,662
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	16,168	903,911	10,542,991
単独処理浄化槽人口	人	16,168	903,911	10,542,991
非水洗化人口	人	2,512	131,319	6,595,692
し尿人口（くみ取り）	人	2,512	131,233	6,528,065
自家処理人口	人	0	86	67,627
生活排水処理率	%	78.2	86.3	86.6

当市では、水洗化促進として「水洗便所改造資金等融資あっせん及び利子補給制度」や単独浄化槽やくみ取り便槽から合併浄化槽への転換を図る施策（浄化槽設置整備事業）により生活排水処理率の向上を図ってきましたが、平成 29（2017）年度の生活排水処理率 78.2%は、全国の 86.6%や愛知県の 86.3%を下回っています。

住宅が集中している地域では集合処理の利点を活かして、公共下水道の整備を推進する一方、農地などが広がり住宅などが散在する地域では個別処理の利点を活かして、既存のくみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進することにより、生活排水処理率を向上させる必要があります。

（2）浄化槽の適正な維持管理

浄化槽の保守点検・清掃・法定検査（浄化槽の 3 つの義務）について、愛知県は全国でも受検率の低い地域（11 条法定検査受検率：50.4%　平成 29（2017）年度）であり、浄化槽の 11 条法定検査を含む 3 つの義務を行っていない世帯が半数を占めています。

こうした世帯においては、浄化槽が適正に機能せず周辺環境へ著しい影響を及ぼす可能性があるため、一層の周知を図る必要があります。

（3）下水道整備

当市は、平成 13（2001）年より新川流域下水道関連の公共下水道として市街地を中心に事業着手しています。

しかし、下水道未普及の早期解消や管理する下水道施設の増大など、下水道整備を取り巻く諸情勢が大きく変化しているうえ、地方財政が厳しい状況にあるため、下水道整備の一層の効率化を図る必要があります。

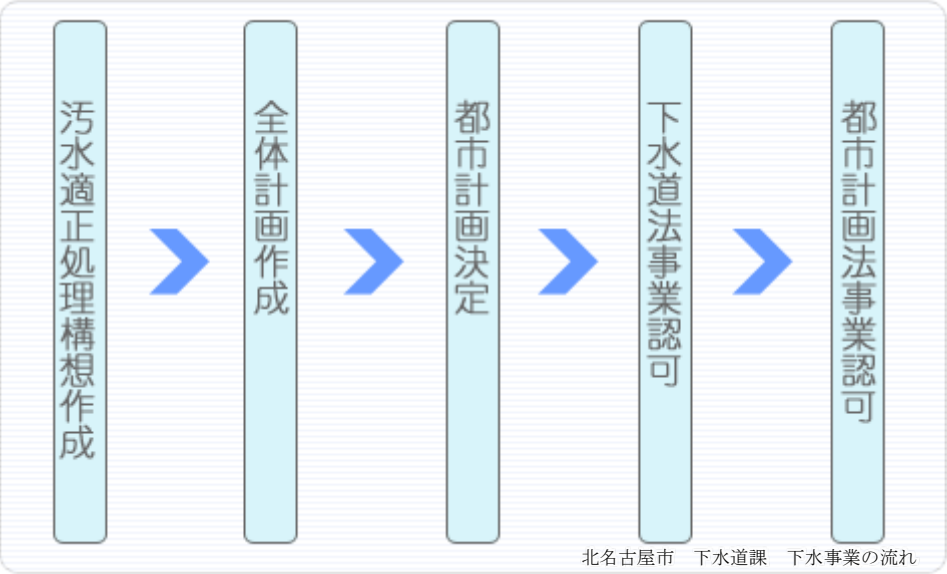

９．基本方針

当市では環境基本計画において、「「環境共生都市」～健康で快適なまちをつくろう～」を次世代に向けた将来像として定めています。

生活排水処理に関する環境像は、「健康で安心して暮らせるまち」を掲げ、基本施策として「監視・指導の強化」について「公共下水道整備」、「下水道整備区域における早期接続の促進」、「合併浄化槽の普及促進」、「浄化槽の適正管理の徹底」を取組事項としています。

本計画においてもこれを踏まえて、生活排水処理の将来像及び基本方針を以下のとおりとします。

≪生活排水処理の将来像≫

身近な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目指し、生活排水処理率100%を目指す。

≪生活排水処理の基本方針≫

基本方針１

公共下水道整備区域では、早期の下水道接続を促進する。

基本方針２

公共下水道整備区域外では、合併処理浄化槽の普及を促進する。

基本方針３

単独処理浄化槽世帯では、合併処理浄化槽への転換を推進する。

基本方針４

浄化槽維持管理徹底のため、浄化槽管理者への指導・啓発を検討する。

基本方針５

し尿・浄化槽汚泥は、鴨田エコパークにて安全で安定した処理を行う。

１０.生活排水処理に係る方策

基本方針に基づき定める生活排水処理に係る方策は、以下のとおりとします。

≪公共下水道の推進≫

公共下水道整備区域は、生活排水処理の早期実現を目指し、下水道整備計画の進捗を遵守し、その整備推進を図る。

≪公共下水道による水洗化率の向上≫

公共下水道供用開始区域では、水洗化率 100%を目指し、早期の接続を促すよう広報啓発を図る。

≪合併処理浄化槽への転換≫

下水道整備区域外は、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を図るため、広報啓発に努める。

≪浄化槽の適正な維持管理≫

浄化槽の機能が充分発揮されるよう、適正な維持管理の実施の重要性について広報啓発に努める。

≪し尿及び浄化槽汚泥の適正処理≫

鴨田エコパークでは、し尿及び浄化槽汚泥が適正に処理されるよう、北名古屋衛生組合及び豊山町と連携して施設の維持管理に努めるとともに、安定処理のため処理不適物の混入を防ぐよう広報啓発を行う。

１１.基本計画

（１）生活排水処理の数値目標

令和 16（2034）年度における生活排水処理率の目標及び生活排水処理形態別人口は、以下に示すとおりです。

令和 16（2034）年度の生活排水処理率を 92.４%にします。

表 5-8　目標年次における生活排水処理形態別人口

区分	単位	現在	目標年次
		H30	R16
		2018年度	2034年度
計画処理区域内人口	人	85,982	85,162
水洗化・生活雑排水処理人口	人	68,273	78,649
公共下水道人口	人	29,768	67,935
合併処理浄化槽人口	人	38,505	10,714
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	15,419	5,673
単独処理浄化槽人口	人	15,419	5,673
非水洗化人口	人	2,290	840
し尿人口（くみ取り）	人	2,290	840
自家処理人口	人	0	0
生活排水処理率	%	79.4	92.4

（２）生活排水を処理する区域

生活排水を処理する区域は、当市全域とし、公共下水道整備区域以外は、合併処理浄化槽により整備を行います。

（３）施設及びその整備計画の概要

当市の生活排水処理における主要事業である下水道事業の概要は以下のとおりです。

表 5-9　下水道事業概要

項目			新川東部	新川西部
計画目標年度			令和7（2025）年度	
将来行政人口(人)			83,970	
計画面積（ha）			1,332.8	46.2
計画人口（人）			76,780	1,300
家庭汚水量原単位（L/人・日）	日平均	生活	275	275
		営業	55	55
		計	330	330
	日最大		440	440
	時間最大		660	660
地下水量原単位（L/人・日）			66	66
計画汚水量（m^3/日）	日平均		37,417	575
	日最大		46,689	718
	時間最大		69,363	1,062

出典）北名古屋市汚水適正処理構想

（４）し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

し尿、浄化槽汚泥は、これまでどおり、鴨田エコパークにおいて適正処理を実施していきます。

① 収集運搬計画

ア　収集運搬の範囲

収集運搬の範囲は、現行どおり当市全域とします。

イ　収集運搬の主体

し尿の収集運搬は、委託業者のみで実施しています。

浄化槽の清掃に伴って生じた汚泥の運搬は、浄化槽法に基づく浄化槽清掃業者の許可及び一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者が一体の業務としてバキューム式汚泥収集車で行っています。

今後も、この体制を継続していくとともに、収集対象物の排出量の変化への対応、計画的収集作業の指導により、安定的な収集・運搬を行います。

② 中間処理計画

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、現在と同様に、鴨田エコパークで処理・処分を行います。

１２.普及啓発のための方策

個々の家庭から排出される生活雑排水の未処理放流水が、生活環境の悪化や公共用水域の水質汚濁の要因となることを広く周知し、生活環境や水環境の保全のための生活排水の適正処理の必要性について、愛知県が定める「生活排水対策に関する基本方針」にのっとり、市民・事業者・市各々で実践できる排水対策の啓発活動を進めていきます。

また、下水道整備区域外においては、早期の合併処理浄化槽の設置と適切な維持管理により下水道と同等の処理性能が発揮できることを周知し、当市が設置している「水洗便所改造資金等融資あっせん及び利子補給制度」の活用による設置促進を働きかけていきます。

第６章　計画の推進

１．低炭素社会や自然共生社会との統合への配慮

今日、地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることを踏まえ、当市でも低炭素社会や自然共生社会との統合に配慮して取組を進めていくことや、その実践の場として地域の活性化にもつながる地域循環圏づくりが求められています。

このため、エネルギー源としての廃棄物の有効利用なども含め、循環共生型の地域社会の構築に向けた取組を推進します。

また、当市は一般廃棄物の収集運搬の一部を民間業者に、中間処理及び最終処分を、名古屋市及び北名古屋衛生組合に委託しています。化石燃料使用量の抑制や、温室効果ガス排出量の削減に貢献するため、ごみの発生抑制や適切な分別を推進していくことで処理量の低減を進め、また、生活排水対策を推進することで森・里・川・海の自然なつながりを支えていきます。

２．計画の推進と公表

本計画の推進には、市民・事業者・市の協働が必要です。

住民や事業者の意見・要望を反映させ本計画を効率的に推進していくために、廃棄物減量等推進審議会によって進捗状況の管理と長期的展望に立ったシステムの選択を行い、「計画」（Plan）・「実行」（Do）・「評価」（Check）・「見直し」（Action）のいわゆる PDCA サイクルで継続的に本計画の点検・見直し・評価を実施します。

また、本計画を広く周知するため、ホームページや広報等で公開することにより情報提供を行います。

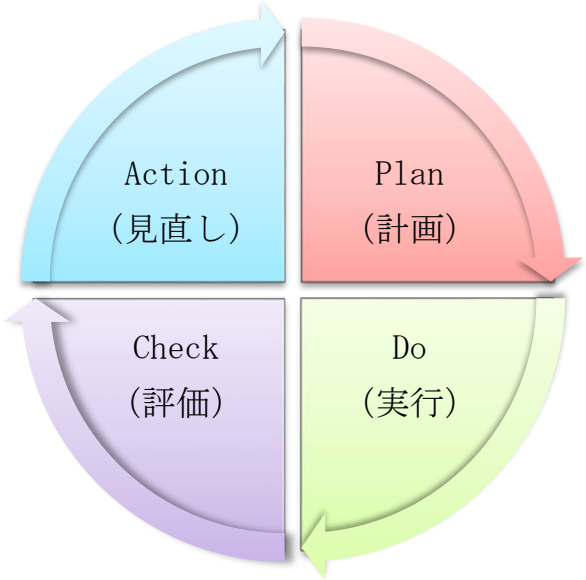

PDCA サイクル

参考資料

１．参考条例・規則

（１）北名古屋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成 18 年 3 月 20 日

条例第 118 号

（目的）

第 1 条　この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することによる廃棄物の減量及び適正な処理に関して必要な事項を定めることにより、資源の有効利用、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の快適な環境の創造を目指した循環型社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条　この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）における用語の定義の例による。

2　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　家庭系廃棄物　一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

(2)　事業系廃棄物　事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。

(3)　事業系一般廃棄物　事業系廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

(4)　再利用　活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

(5)　資源物　再利用を目的として家庭系廃棄物から分別収集する物をいう。

（市民の責務）

第 3 条　市民は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を図り、廃棄物を分別して排出しその生じた廃棄物を自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2　市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第 4 条　事業者は、その事業活動に伴う廃棄物の発生を抑制し、再利用を推進するように努めるとともに、その生じた廃棄物について自らの責任において適正に処理しなければならない。

2　事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

（市の責務）

第 5 条　市は、あらゆる施策を通じて廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより廃棄物の減量及び適正な処理を図らなければならない。

2　市は、前項の責務を果たすため、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

3　市は、廃棄物の減量に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならな

い。

(清潔の保持)

第 6 条　土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。)は、土地又は建物を清潔に保持するように努めるとともに、みだりに廃棄物が捨てられないよう適正な管理に努めなければならない。

(廃棄物減量等推進審議会)

第 7 条　市長は、廃棄物の減量及び処理に関する事項を審議するため、法第 5 条の 7 に規定する北名古屋市廃棄物減量等推進審議会を置く。

(一般廃棄物の処理計画)

第 8 条　市長は、法第 6 条第 1 項の規定により、一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定め、これを告示するものとする。また、一般廃棄物処理計画を変更したときも、また同様とする。

(一般廃棄物の処理等)

第 9 条　市は、一般廃棄物処理計画に従って、区域内における一般廃棄物を生活環境保全上支障が生じないうちに収集し、運搬し、及び処分するものとする。

2　市は、一般廃棄物処理計画に従い、事業系一般廃棄物を家庭系廃棄物の処理に支障のない限りにおいて処理するものとする。

3　市長は、法第 6 条の 2 第 2 項に規定する委託基準に基づき、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分の全部又は一部を市以外の者に委託することができる。

4　占有者等は、自ら廃棄物を処理するときは、法第 6 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定により、適正に処理しなければならない。

(事業系廃棄物の適正処理)

第 10 条　事業者は、事業系廃棄物を生活環境保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は法第 7 条及び第 14 条の規定により許可を受けた者(法第 7 条第 1 項ただし書及び第 14 条第 1 項ただし書の規定により許可を要しないとされた者を含む。以下同じ。)に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

(事業系一般廃棄物の処理基準)

第 11 条　事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 3 条又は第 4 条の 2 で定められた収集、運搬及び処分の基準に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物の受入基準)

第 12 条　事業者から収集又は運搬の委託を受けた者(以下「受託業者」という。)は、事業系一般廃棄物を市長が指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2　市長は、前項の者が同項の受入基準に従わない場合には、当該事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(事業系一般廃棄物の保管場所の設置)

第 13 条　事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

(排出方法)

第 14 条　市が行う家庭系廃棄物の収集を受けようとする者及び法第 7 条の規定により市長の許可を受けた者に事業系一般廃棄物の収集又は運搬を委託する事業者(以下「排出者」という。)は、市が指定するごみ袋(以下「指定ごみ袋」という。)の使用等市長が定める一般廃棄物の分別の区分及び排出の方法によって排出しなければならない。

2　一般廃棄物の処分を受けようとする者は、市長が定める一般廃棄物の分別の区分及び処理施設への搬入の方法に従って処理施設へ搬入しなければならない。

(指定ごみ袋)

第 15 条　排出者は、規則で定めるものについて、指定ごみ袋を使用しなければならない。ただし、前条第 2 項の処分を受けようとする者は、この限りではない。

(収集又は運搬の禁止等)

第 15 条の 2　一般廃棄物処理計画で定める所定の場所に排出された規則で定める資源物の所有権は、市に帰属するものとする。

2　市及び市から一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者以外の者は、資源物を収集し、又は運搬してはならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

3　市長は、前項の規定に違反する行為を行った者に対し、当該行為を行わないよう命ずることができる。

(一般廃棄物処理手数料)

第 16 条　市は、一般廃棄物(事業系一般廃棄物を除く。)を排出する者及び受託業者から別表第 1 に定める手数料を徴収する。

2　市長は、天災その他特別の理由があると認められる場合には、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(事業系多量廃棄物)

第 17 条　法第 6 条の 2 第 5 項の規定により、市長が指示できる事業活動に伴う多量の一般廃棄物の範囲は、規則で定める。

(一般廃棄物処理業の許可)

第 18 条　法第 7 条第 1 項又は第 6 項の規定により一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分の業を行おうとする者は、規則で定める申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。また、許可を受けた者が法第 7 条第 2 項又は第 7 項の規定により、許可の更新を受けようとする場合も同様とする。

2　前項の許可を受けた者のうち、法第 7 条の 2 第 1 項の規定による変更の許可を受けようとする者は、規則で定める申請書を提出し、市長の許可を受けなければならない。

(浄化槽清掃業の許可)

第 19 条　浄化槽法第 35 条第 1 項の規定により浄化槽の清掃を業として行おうとする者は、規則で定める申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。

2　前項に定める許可の期間は、2 年とする。

(許可申請手数料)

第 20 条　前 2 条の規定により市長の許可を受けようとする者は、許可申請にあたって、別表第 2 に定める手数料を納入しなければならない。

（許可証の交付）

第 21 条　市長は、第 18 条及び第 19 条の規定により許可申請を受けたときは、許可証を交付するものとする。

2　前項の許可は、別に定める許可基準を満たすものに限り、これを許可する。

3　許可証の有効期間は、2 年とする。

4　許可証を紛失又はき損したときは、直ちにその理由を市長に申し出て、許可証の再交付を受けなければならない。

5　許可業者は、許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（報告の徴収）

第 22 条　市長は、必要があると認めるときは、事業者、第 18 条の許可を受けた者、一般廃棄物処理施設の設置者に対し、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分又は一般廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理に関し、必要な報告を求めることができる。

2　市長は、必要があると認めるときは、浄化槽法第 53 条第 1 項の規定により浄化槽管理者はじめ関係者にその管理する浄化槽の保守点検若しくは浄化槽の清掃又は業務に関し報告させることができる。

（立入検査）

第 23 条　市長は、必要があると認めるときは、職員に事業者若しくは第 18 条の許可を受けた者の事務所若しくは事業場若しくは一般廃棄物処理施設のある土地若しくは建物に立ち入り、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分若しくは一般廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物を無償で収去させることができる。

2　市長は、必要があると認めるときは、職員に浄化槽法第 53 条第 1 項第 1 号、第 3 号から第 7 号までに掲げる者の事務所若しくは事業場又は浄化槽のある土地若しくは建物に入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

3　前 2 項により立ち入る職員は、規則で定める証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4　第 1 項、第 2 項の規定により立ち入る職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（委任）

第 24 条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第 25 条　第 15 条の 2 第 3 項の規定による命令に違反した者は、20 万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の日の前日までに、合併前の師勝町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成6年師勝町条例第19号)又は西春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成7年西春町条例第11号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則(平成19年3月26日条例第12号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成20年3月27日条例第6号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附　則(平成21年12月24日条例第23号)

この条例は、平成22年4月1日から施行し、改正後の第16条の規定は、この条例の施行の日以後に、市長が指定する処理施設で処分する事業系可燃ごみについて適用する。

附　則(平成24年3月28日条例第15号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附　則(平成31年3月27日条例第3号)

この条例は、平成31年6月1日から施行する。

別表第1(第16条関係)

一般廃棄物処理手数料

種別	手数料
し尿	くみ取券(36リットル)1枚につき250円
犬及び猫等の死体	1頭につき2,060円
粗大ごみ(一般廃棄物のうち市長が規則で定めるもの)	1個又は1組につき1,000円
可燃ごみ	指定ごみ袋 SSサイズ1袋(15枚入り)につき100円 Sサイズ1袋(12枚入り)につき100円 Mサイズ1袋(10枚入り)につき100円
不燃ごみ	指定ごみ袋1袋(6枚入り)につき60円
プラスチック製容器包装	指定ごみ袋1袋(10枚入り)につき100円
事業系可燃ごみ(市長が指定する処理施設で処分するときの処理費用)	1キログラムまでごとに32円

別表第2(第20条関係)

一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料

種別	手数料
一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	5,000円
一般廃棄物処分業許可申請手数料	5,000円
一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	5,000円
一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	5,000円
一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	5,000円
一般廃棄物処分業変更許可申請手数料	5,000円
浄化槽清掃業許可申請手数料	5,000円
許可証の再交付手数料	1,000円

（2）北名古屋市廃棄物減量等推進審議会規則

平成 18 年 3 月 20 日

規則第 88 号

（趣旨）

第 1 条　この規則は、北名古屋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 18 年北名古屋市条例第 118 号）第 7 条の規定に基づき、北名古屋市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議し、答申するものとする。

(1)　一般廃棄物処理計画に関すること。

(2)　一般廃棄物の減量化、資源化及び再利用の促進に関すること。

(3)　前 2 号に掲げるもののほか、市長が一般廃棄物の処理に関し重要と認める事項

（組織）

第 3 条　審議会の委員は、15 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1)　学識経験を有する者

(2)　各種団体の代表者

(3)　事業者の代表者

(4)　前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第 4 条　委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第 5 条　審議会に会長及び副会長を置く。

2　会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条　審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2　審議会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

3　審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第 7 条　審議会の庶務は、防災環境部において処理する。

（雑則）

第 8 条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この規則は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附　則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 37 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

２．北名古屋市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

（令和元年度）

氏名	所属	備考
原　理史	中部大学中部高等学術研究所 博士	会長
川津　幹雄	愛知県環境調査センター 元所長	副会長
成宮　正人	一般社団法人西名古屋医師会 代表	
三和　一彦	北名古屋市商工会 事務局長	
加藤　修一郎	北名古屋市自治会長会 会長	
渡辺　三千雄	西春日井農業協同組合 企画管理部長	
松村　光洋	北名古屋市小中学校長会 会長	
古関　初江	生活環境美化スタッフ 代表	
堀部　隆司	一般社団法人愛知県産業廃棄物協会 専務理事	
魚住　尚三	北名古屋市建設業協議会 株式会社魚住建設　代表取締役	
清水　寿則	北名古屋衛生組合 施設課長	
大崎　清	ポッカサッポロフード＆ビバレッジ 株式会社名古屋工場　工場長	

３．計画の策定経過

年月日	内容
令和元年 7 月	家庭のごみと資源に関するアンケート調査を実施 （対象：住民基本台帳から無作為に抽出した 18 歳以上：2,000 名）
令和元年 10 月 15 日	第 1 回 北名古屋市廃棄物減量等推進審議会 ・北名古屋市廃棄物減量等推進審議会諮問 ・北名古屋市一般廃棄物処理基本計画の改定について ・北名古屋市災害廃棄物処理計画の策定について ・ 処理手数料（動物死体・し尿）の改定について
令和元年 12 月 6 日	第 2 回 北名古屋市廃棄物減量等推進審議会 ・北名古屋市一般廃棄物処理基本計画の改定について ・北名古屋市災害廃棄物処理計画の策定について ・処理手数料（動物死体・し尿）の改定について
令和元年 12 月 9 日 ～令和 2 年 1 月 7 日	パブリックコメントの実施
令和 2 年 2 月 28 日	第 3 回 北名古屋市廃棄物減量等推進審議会 ・北名古屋市一般廃棄物処理基本計画の改定について ・北名古屋市災害廃棄物処理計画の策定について ・処理手数料（動物死体・し尿）の改定について
令和 2 年 3 月 16 日	北名古屋市廃棄物減量等推進審議会答申

北名古屋市一般廃棄物処理基本計画

令和２年３月 発行

発行：愛知県　北名古屋市

編集：防災環境部　環境課

北名古屋市西之保清水田 15 番地
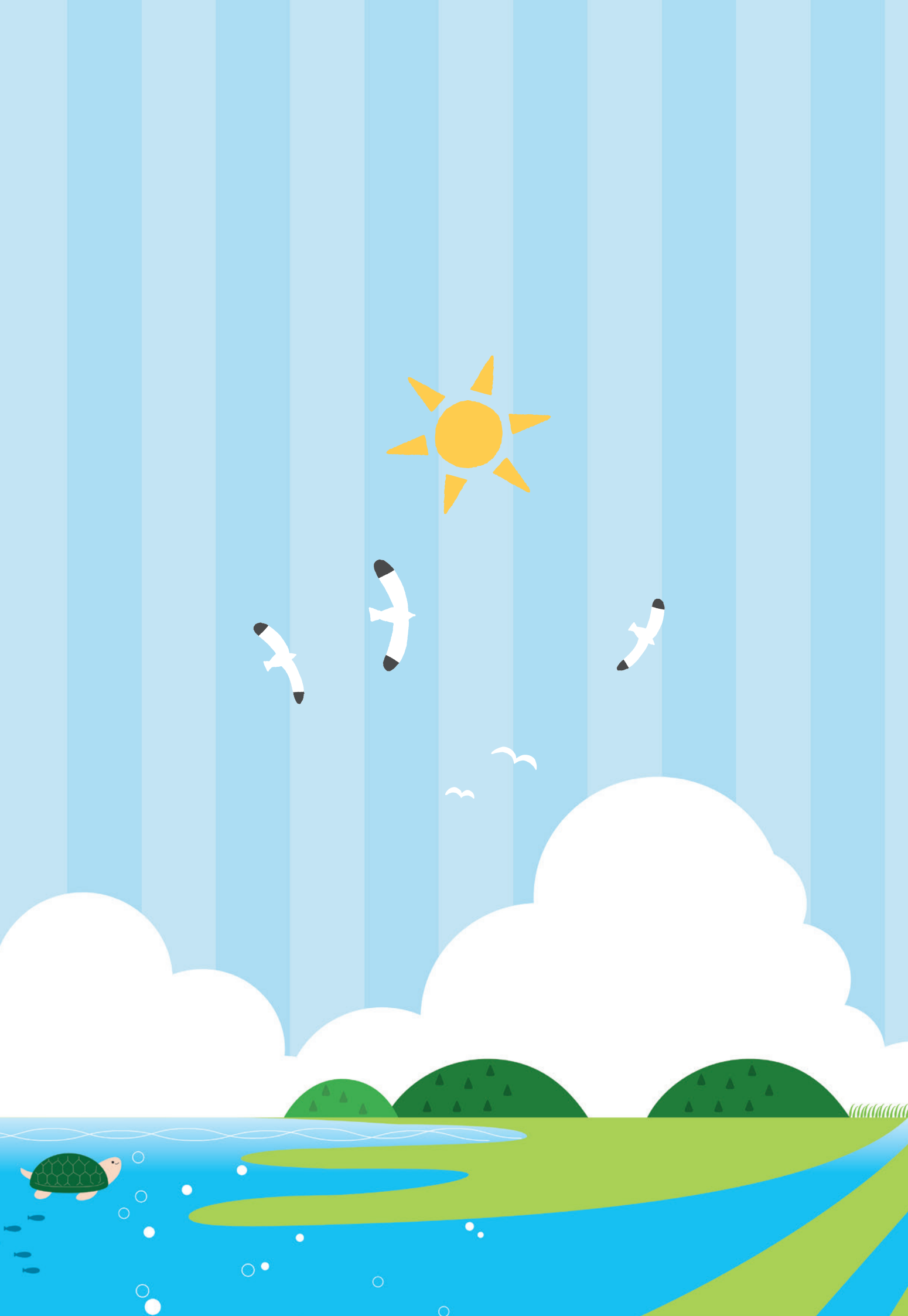
(0568)22-1111(代表)